

令和元年第3回
笠置町議会定例会会議録
(第3号)

令和元年9月25日

京都府相楽郡笠置町議会

令和元年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和元年9月25日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和元年9月25日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	令和元年9月25日 16時11分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	坂本英人	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	商工観光 課 長 兼 総務 財 政 課 担当課長	小林慶純	○	
	副 町 長	青柳良明	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	職員力 向上担当 参事兼 税 住 民 課 長 事務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	岩崎久敏	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	保健福祉 課 長	東 達広	○	保健福祉課 担当課長	大西清隆	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署名議員	1 番	西 岡 良 祐		2 番	西 昭 夫		

議 事 日 程	別紙のとおり
会 議 に 付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

令和元年第3回笠置町議会会議録

令和元年9月11日～令和元年9月27日 会期17日間

議 事 日 程 (第3号)

令和元年9月25日 午前9時30分開議

- 第1 諸般の報告
- 第2 一般質問

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年9月第3回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、諸般の報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 令和元年第3回笠置町定例会第1日目におきまして、承認第6号として提出させていただきました令和元年度笠置町一般会計補正予算（第3号）にかかわる専決処分に対する不承認の件について、地方自治法第179条第4項の規定に基づき、本日、議長宛てに報告書を提出させていただきました。あわせて、この場をおかりして御報告申し上げます。このたびはまことに申しわけございませんでした。

二元代表制の趣旨に鑑み、議会での十分な審議が必要な事案であるにもかかわらず、緊急を要する事案であると判断し専決処分をいたしました。不承認となったことに対し、提案者である町長としてこのことを重く受けとめ、議員の皆様、また町民の皆様に変な御心配をおかけしましたことに、心からお詫びを申し上げます。また、議員の皆様には、議会軽視ではないかという誤解を招くようなことになってしまい、おわびを申し上げます。

専決処分に至った経緯につきましては、指定管理者から撤退の申し入れがあったのは7月下旬でありました。その後も引き続き業務の継続をお願いできないか協議を続けておりましたが、その後、いこいの館の業務を直営にて引き継ぎに当たり、業務の範囲の広さから、撤退する期限が迫り、時間を要したことから、指定管理者の撤退する期限が迫り、いこいの館に来館される方はもちろん、併設するデイサービスセンターに対し、影響を最小限に抑えるためにも、緊急を要する事案であると判断し、議会開催の時間的余裕がなかったことから、やむを得ず専決処分を行ったものでございます。

御承認いただけるような十分な説明が必要であったにもかかわらず、説明責任が果たせなかったことを深く反省しております。今後は、より慎重かつ適切な執行管理に努めますとともに、議員の皆様へ御相談申し上げ、正規の手続を経て対応するよう、周知徹底していただきますので、引き続き町政運営に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

6番議員、松本俊清君の発言を許します。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

町長から一応諸般の説明あったんですけども、もう一度重複するかもしれませんが、いこいに関して質問します。

温浴、食堂閉鎖につき、経過報告をお願いします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

いこいの館の現在の温浴、あと食事部門の休業、今一旦休業しておりますが、その経過報告ということでさせていただきます。

先ほど来、町長からもお話のありましたように、前指定管理者との協議の結果、9月1日から休業とさせていただいております。現在、次期の運営、再度再開に向けまして、各関連機関と協議をしながら進めております。

現在、現状を申しますと、温浴、食事の部分は一旦休業中、他のゲートボール、ボルダリング、貸し部屋、そのものを運営しているという、そういった状況が現在のいこいの館の状況でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、経過報告聞いたんですが、課長が説明されたあれで、町長いいんですか。町長説明されなくて、課長が説明していいんですか。経過報告の指示について、それやったらお聞きします。

指定管理者との基本契約はどうなっていたんですか。あのとき、前回のときには、町長の権限で契約したと発言されていますね。その点どうなんですか、契約は。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町と指定管理業者との間には、基本計画と年度計画を締結させていただいております。そのことにつきましては、皆様にも御報告をさせていただいているところでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 今の返答、それでいいんですか。だったら聞きます。

30年度と31年度の契約内容なんですが、指定管理料支払い方法について、何か変更があったんですか、なかったんですか、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 変更がございました。1年目につきましては、3回に分けて指定管理料を支払いさせていただきました。次年度につきましては一括をして支払いをさせていただきました。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 一括して払われたということですね。30年度は分割ですね。その理由は何ですか。

そして、今8月末現在、指定管理者はおりにいますね。それに対してこの契約、どのようになつていたんですか。これは、協定の件、第40条第1項第6号に入るんですか。どういふことで判断されたんですか。説明してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） その支払い方法につきましては、協定書にはきちんと定められておりません。2年目におきましては、1年目の厳しい状況から脱するために、初期にそれなりの資本を投入して改善をして1年間を乗り切っていきたい、そういう思いを込められて、要求をいただきましたので、一括をして支払いをさせていただきました。

その協定書の次年度の協定におきます内容につきましては、若干変更がありました。そのことにつきましても、議員の皆様には説明をさせていただいているところでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

私は、第40条第1項第6号または第41条第1項第3号か、どちらに該当して今のあれを認められたのか、それを聞いているんですよ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 申しわけございません。指定期間満了以前の指定の取り消しにつしまし

ては、第40条第1項第6号の乙の経営状況の悪化等により、本業務を継続することが不可能、または著しく困難と判断されるとき、こういう条文に照らし合わせまして、協定書を破棄といいますか、撤退をされた、そういう流れでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 今、こんなことを話するのおかしいんですけども、今、もう一度聞きますが、第40条第1項第6号ということで契約を認めたということですか。これは第41条第1項第3号じゃないですか。乙が言うてきたんじゃないですか。その点どうなんですか。あやふやなこと言わないでくださいよ。

それを認めたときには、乙の損益計算書は出ていたんですか。それを見て判断されたんですか。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 損益計算書は提出をしていただいております。でも、経営状況を鑑みまして、そういう状況になっておられるということを判断させていただきました。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの町長の答弁、少し補足させていただきます。

経営状況の確認、損益確認をしていない、提出されていないということでございますけれども、損益計算書、経営状況については提出をされておりました。その状況を見させていただき、平成30年度末の状況、そして平成31年度に入ってから、撤退を申し出される直前までどのような収支の状況であったかに関しましては、資料としていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 今、副町長の説明なんですけれども、そうすると、8月21日付で出されました解約の資料なんですけれども、役場として検討したいので、資料等の提出を要請とうたってありますね。その資料はどういう資料だったんですか。乙はそういう資料なくして、言われるように、この第41条第1項第3号で認めたということですか。詳しいことは十二分にわかっていると思うんですよ。

そこでお聞きします。1,200万円払っておられます。これは月100万円の計算で1,200万円ですね。そうすると、あと7カ月残っているんですよ。そのときの700万円の回収はどのようにされるのか。いつまでやられるのか。できなかった場合は、町長は身銭を切ってもこれを払うという決意があるんですか。

この契約については、平成31年度は町長は私の権限でやったとうたっておられますよ。
その回収はどのようにされるのか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 指定管理料1年間1,200万円でございます。あと7カ月を残して撤退をされました。そのことについては、指定管理料700万円の返還を求めていくのは当然だと考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） いや、それは求めているのは当然なんです。町長、これはいつまでに返却をしようと思っているんですか。任期中ですか。もしできなかつたら自己資金でも通じてこれを弁償するという気はあるんですか。どうなんです。

この問題については、平成31年度は町長の権限で契約したと。議会にも相談なくして私の権限でやりましたと、ここにうたってあるでしょう。これに。どうなんです。その期日をはっきりと言うてください。曖昧な返事は必要じゃありません。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 返済を求める期間につきましては、またいろんな債務の残っていることもございます。そのようなことをきちんと整理して、相手側に請求をしていきたいと思っております。自己資金での返済、それは不可能だと私は考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 不可能という答弁ですけれども、これは町民の税金ですよ。そんなあやふやなこと回答になるんですか。どうなんです。いろいろまだ処理しないといけない問題あると言うておられますが、何があるんですか。例を挙げて言うてくださいよ。何があるんですか。

例えば指定管理者が発売している回数券の未使用の問題はどういうぐあいにされるんですか。そういう問題も加味しているんですか。負債について町長の本心をお聞かせください。何回も言いますが、よろしくお願いしますよ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 回数券の返還につきましては、指定管理業者さんとの返還をしていただくような仕組みになっております。何回も申し上げますが、指定管理の700万円につきましては、ほかにもいろいろ調べることがございますので、早急に調べさせていただきまして、早急な処理をしていきたい、今はそのように考えています。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 松本です。

今、回答なんですけれども、果たして指定管理者は払ってくれるんですか。そういう確約があるんですか。そのおかげで、笠置町は非常に悪いイメージを植えつけたんじゃないですか。違うんですか。その点、どうお考えなんですか。

この契約に対しては、町長、以前何とお答えになっていますか。これ、ここに。2 年間はやっていくというように発言されているんですよ。こういう問題については、町民みんなも知っているんですよ。それで今の回答で町民が納得するんですか。どうですか。

こういうことで、笠置町のイメージダウン、どう対応されるんですか。そういう点も加味してお答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 指定管理を2年間やっていただく、そういう協定を結ばせていただきました。その中で、年度途中での撤退になってしまいました。そのことにつきましては、やはり町のイメージを悪くしてしまいました。そういうことも発生したと思います。そのことにつきましては、本当に申しわけなく思っておる次第でございます。

こういうことをまた糧にして、次に向かって頑張っていきたい、そのように考えておるところでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 6月の質問のとき、私これずっとしているんですけれども、3月も。そのときにはずっと答弁されていますよ。6月のときには、指定管理制度については2年間やり切っていただくというように発言されていますね。そのときの町長の熱意はどこに行ったんですか。今の回答では、全然そういう熱意がないじゃないですか。

それと同時に、私は同じことを言うているんですよ、アンケートをとってくださいと。そのアンケートが出た結果はどうなんです。町民に誠意ある回答されたんですか。アンケートの結果、その点どうなんです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館につきましてのアンケートを行わせていただきました。回収率がそんな高くなかったわけなんですけれども、真摯に向き合って、アンケートを書いていただいた、そういう思いがひしひしと伝わってくるアンケートであったと、私は思っております。その中でも、コメントといいますか、そういう思いをつづっていただいた方がたくさんお

られました。その中には、本当に考えさせられる文章もたくさんございました。本当に真摯に向き合っていたいただいと、すごく感謝をしております。

今、このアンケートにつきましては、必ず町民の皆様の結果、またはそういう方向性について報告をしなければならないと考えております。このことにつきましても、早期に何らかの形で町民の方に返していきたい、そのように今は考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 今の回答なんですけど、本当にそれで町民が納得すると思うんですか。そういう答弁で。思います、思いますと、誰でも思いますよ。決断して実行するのは誰なんですか。されなくても、それを指示して動かすのが町のトップ町長じゃないですか。その点どうお考えなんです。余りにも曖昧じゃないですか。思います、思います、何ですか、それ。

アンケートの結果を重視して対応とるといような答弁ですけども、町民をわかっているんですか。その回収率は何%だったんですか。そんな言われなくてもわかっていますよ、27%でしょう。それで町民全員の誠意が伝わっていると思われるんですか。思われて、今後の方針を決められたんですか。どうなんです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） アンケートの回収率は27.04%でございました。この数字が高いのか、低いのか、それぞれの考え方があろうかと思えますけれども、ある一定の方向というのは示していただいたと思っております。

また、先ほども申し上げましたように、皆さんいろんな思いを書きつづけていただきました。そのことにつきましても、本当に参考にしていかなければならない、そういう言葉をたくさんつづけていただきました。そのようなことにつきましても、アンケートをしてよかった、そのように考えております。このことにつきましては、必ず町民の方に何らかの形で返していきます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 町長、私の質問の仕方が悪いのかどうか知りませんが、何を回答されているんですか。6月にも私は発言しているんですよ、同じことを。3月にも言うているんですよ。違うんですか。

同じ回答でしょう。どういようにいこいの館をやっていくかという基本方針はどうお持ちなんですか。アンケートをとったわけで、二十何パーセントの回収率で、町民がそういうぐあいに感じているというもとで判断されたのか。

また、5月1日、あのとき、無料にしたとき、何人来たんですか。41名でしょう、町民が来たの。なぜいこいの館が町民にそれだけ人気がないんですか。そういう点、どういうPRをして、どうされようとしているのか。

そのとき、前の平成28年ですか、あのときにも、学識経験者の結果では閉鎖と言われているんですよ。経済効果があればと、存続する可能性がある。経済効果があったんですか。笠置町がいこいの館につき込んだ金額と試算されている経済効果はどうなんですか。この前のときも一応聞きましたよ、経済効果はどうやと。そんなん計算していないと。そんなことで笠置町の行政成り立つんですか。もし、町長が議員だったら、議員として町民にどういう方法で納得するような答弁をされるんですか。その点ちょっとお教えてください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 経済効果につきましては、やはりいこいの館があるから笠置に来られる、そういう方も現実的にはおられたわけでございます。そういう方が笠置山とか河原とか周遊をしていただき、お金も落としていただいた。そういうことは現実として発生をしております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 私は、経済効果はどのぐらいあったかと金額的に聞いているんですよ。そういう人がありましたと、そんな人の話なんか聞いているんじゃないですよ。経済効果は幾らあって、いこいの館につき込んだ金は幾らか。だから、採算こうですから、これは残したいという決意がある基本的に資料があるんでしょう。予定もなくしてあれつくる、これつくる、経済効果は全然計算していません。そんなことで笠置の行政は成り立つんですか。

その点どうですか。もっとはっきりしたこと言うてくださいよ。数字的に出ているんですよ、そういう計算は。きょう発言しているだけじゃないですよ。前回は経済効果という面は発言しているんですよ。

そして、この質問書は議会の始まる最初の日のときに提出しているんですよ。そういう点は調べておられるでしょう。どうですか。それこそ、議員に質問書を出させて回答もできない。これこそ議員軽視ですよ。誠意ある回答をしてください。どうですか、経済効果は。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の質問に対する町長の答弁を少し補足させていただきます。数字的なことになりますので、若干私のほうで補足の説明をさせていただきたいと考えております。

笠置町は、御存じのとおり、年間25万人観光入り込み客がございます。その方々がお一人当たり約3,000円消費をされます。これは実は直接消費額という計算になります。25万人掛ける3,000円、これが笠置町で直接消費される金額でございます。

いこいの館に関しましては、25万人のうち7万人の方がいこいの館に来ておられるという計算になっています。ただ、いこいの館単体で見ますと3,000円の消費額というのがございます。約1,000円ということになっておりまして、1,000円未満ということに現在のところはなっておるわけでございますけれども、直接消費額でいきますと7万人掛ける1,000円程度、ただし、経済効果というお言葉になりますと、直接消費額にある程度それがどういうふうに経済として広がっていったのかという範囲と、それから、その金額がどの程度直接消費額から効果として出てきたのかというのを計算しなければなりません。

簡易な方法でまことに申しわけないんですけれども、第1次の経済効果といたしましては、直接消費額の約1.6倍から1.8倍ぐらいじゃないかなというふうに思っております。この差というのは、実は笠置町内で直接消費されたものをもとに、どれだけの方が町内の中で雇用が生まれたり、あるいは物品の調達をされたりというような状況によって多少変わってまいります。

恐らく笠置町内の中で、物品等、あるいは原材料等を調達できる率が高いと1.8ぐらいになるんですけれども、低い場合には1.6ぐらいだと考えておりますので、経済効果といたしましては、7万人掛ける1,000円掛ける約1.6倍、これが恐らく1次効果としての経済効果ではないかというふうに数字としては考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

今、副町長発言された文句に、数字に間違いはないですか。間違いはないですね。わかりました。

そしたら、今いこいの館について、8月末に閉館するというようなことについて、町民または利用されている方にどのような方法で告示され、PRされたんですか。その点どうなんですか。町長、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） そのことにつきまして、詳しいことは担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

8月末で一旦休業するということにつきましては、笠置町のホームページ、いこいの館のホームページ、防災行政無線、また、町、駅等施設に張り紙、そういった対応でお知らせという形をとらせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

町長、今の課長の返答でいいんですか。これで徹底したとお思いですか。閉館するに対して、町長の所信はどこにあったんですか。

今、放送いろいろ言われています。65歳以上の方が今何人おられるんですか。また、我々も新聞で見ても知っている人もいますよ。現状を見てもらった場合、笠置駅おりられて、いこいの館まで行って、あ、閉まっている。これで完全にPRされたとお思いですか。

こういう方針は、町長としてどのように指示をされているのか。どういうふうに指示されたんですか、閉館することに対して。

契約書については町長の権限でやられているんでしょう。最後の最後、結論までちゃんとやってくださいよ。できないんですか。どうなんですか。課長にどういうぐあいに説明されたんですか。その点どうなんですか、町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館の閉館につきましての周知につきまして、あらゆる方法、手段を使って迷惑を少しでもかけないように周知を徹底していただきたい、そういうことを担当課長に指示をいたしました。

それにつきまして、できる限りの周知の方法を駆使して、していただいた、そのように受けとめております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

やはりこういう話も何回したって返答になりませんよ、もう。町長は町長らしく笠置の行政はこうしていくという大きな柱の基準を打ち立てて、それに対して対応してもらわないことには、各課の課長は迷いますよ。どうですか。

だから、ここで1つお聞きします。6月の会議に、10月からいこいのあり方を検討すると発言されているんですね。その時点で実情はわかっていたんですか。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 6月の時点におきまして、指定管理者がどのような状況になっていたことをつかんでおられたか、そういう御質問だと思います。

なかなかそのころ、社員の方も来られない状況が続いておりまして、そういう中で、具体的な詳しい話をお聞きはできなかつたわけですけども、入館者数とかを調べさせていただきますと、かなり厳しい状況になっている。そのように認識を持っておりました。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） それでは、10月にこういうことをやるという発言されていますね。今の答弁は、支配人がいないとかどうこうという答弁ですね。私、そんなことを聞いているんじゃないですよ。

しかし、この指定管理者を選ばれたときは、いろいろ1社だけじゃないですよ。検討されて今の指定管理者がいいということで行かれたんでしょう。選択して選ばれたんでしょう。その責任はどうとられるんですか。それを今さら支配人が来ていないからどうこう、そんなん話にならないじゃないですか。その点どうお考えですか。

いうのもいい加減にしてくださいよ。わかりますか。これは1回や2回じゃないですよ。この件について、お聞きするんですけども、8月22日、新聞に、閉館によるイメージダウンは大きいですけども、その中の内容は無償譲渡ということを提示されていますよ。違うんですか。

それで、一応質問したときに、そういう話はしていないということでしたけれども、町長はこの席で無償譲渡という言葉が発せられているんじゃないですか。その点どうこう関係なしに、新聞記者のほうも何も根拠なくして書くわけないでしょう。町の財産を無償譲渡すると、それも町長の権限で行かれたんですか。議員あつてないのと同じじゃないですか。その点どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 新聞紙上に無償譲渡というそういう文言が掲載をされました。これにつきましては、私は某新聞社の記者に対しまして、いこいの館の今後のあり方につきまして、無償貸与、有償貸与、また売却などの選択肢があると、今まで議会の中でも答弁をさせていただいた、そのような方向で取材に応じたところでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） これ、こういう議会の答弁でも、ちゃんと答弁されているでしょう。初

めからそういうの計算されて発言されているんですか。これ一応何を言われているんですか、私の答弁について。全然一貫性がないじゃないですか、答弁について。

今度、もう非常に見方が甘いどころ言われますけれども、都合のいいときだけ町長の権限を行使してもらおうと困るんですよ。

だから、先ほど言いましたように、いこいの館の電気工事と一緒に、町長は月賦代払われるのか、そういう点はどうなんですか、これ。700万円の件。町長の任期はもうあと少しですよ。そのときにどうされるのか。

それで、見方が甘かったと、そういうような済む問題じゃないですよ、これは。そういう点どういうふうに考えているのか。

笠置町にとっては、いこいは最大の財産ですよ。その取り扱いについて、何かあればどうこうというようなことを言われますけれども、本当にやる気があるのかなのか、そういう点物すごく不安に思いますよ。

だから、この問題について、ただお聞きしたいのは、指定管理者、フェイスの後始末、整理はできたのか。備品、売掛金の回数券等の問題について、解決等をやられたのか。

それと、今まで指定管理者になっておりましたわかさぎ23期決算報告はどうなっているんやという。

それと、今度指定管理者が撤退されたということに対して、町で行うということになっておりますが、町規約の改正はどうなるんですか。町規約の改正はいつやられるんですか。今までどおりの改正でいくんですか。そういう点もちゃんと準備されて予算を出されたんですか、今度。その点どうなんですか。返答してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館は笠置町の本当に重要な拠点であると、そういう思いはいささかも変わっておりません。指定管理がうまくいかなかった。これを糧にして、必ず笠置の力で存続できる、本当に皆さんが喜んでいただける施設、それを何とか任期中に確立したい、そのような思いで取り組んでまいります。

今回のことに関しまして、条例の変更は必要ないと考えております。また、わかさぎの23期におきましてのそういうことは発生しておりません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

条例の変更、関係ないという発言ですね。なぜ指定管理者やるときに指定管理者のことで

条例を変更されたんですか。今指定管理者なくなるんですよ。それで変更ないということは、指定管理者をもっとそのまま続けるということですか。今の答弁どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の質問に対する町長答弁、少し補足させていただきます。

いこいの館の現在の条例は、町が直接管理運営するという条例になっております。その中で、指定管理を行うことができるというような内容になっておりますので、指定管理を行うことができるに基づきまして、指定管理者制度を導入し行っただと。それが、指定管理者制度がなくなった場合には、自動的に町が直接管理運営を行うということになります。

それともう一点、わかさぎの件で御質問ございました。わかさぎの現状、少しでも申し上げておきます。現在、有限会社わかさぎというのは有限会社として解散決議を行いまして、実は会社として業務を一切行っておりません。官報に登載をさせていただき、解散をするという公告をさせていただいた後、現在清算業務に入っておりまして、全ての債権債務の処理を終え、あとは税金の還付を待つだけという状況になっておりますので、わかさぎに関しては、あとは最終的な税金の還付を待つ清算登記を終えるという状況まで来ております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 今、副町長補佐されましたけれども、わかさぎについては、4月30日ですよ。しかしもう今9月ですよ。それにも何の返事もない。企業やっていないからそれは決算報告、損益計算書は出ないかもしれません。しかし、資産があるんですよ。そういう点はどう考えているのかということをお聞きしているだけですよ。そんな余計なことを私は聞く必要ないんですよ。

そのときのオーナーは誰ですか。町長になっているんですよ、わかさぎの。町長が答弁すべき問題じゃないですか。その点どうなんですか。

それで、そんなん言うても一緒やから。今度、今笠置町の最大の財産、いこいの館ということで進んでいるんですが、これ、町民自体にどのようなPRをされているのか。町民の関心はどこにあるのか。

今までですと、今現在、いこいについては批判ばかりですよ。参考となる指導するような意見が出ているんですか。それに対する町の対応はどのようにされるのか。そういう点どういうふうにお考えか、お聞きしたい。ただ、思います、思いますと、誰でも思いますよ。言

葉悪いかしれない、寝てて思いますと。夢物語じゃないですか。もっとしっかりした指針持って、町職員並びに各方面に徹底した指導をしてもらいたいと思います。返答してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館につきまして、町民の皆さんの声、また町民に対するPRが不足している、そういう御質問だと思っております。

今、いこいの館を利用される町民の方が少なかったわけでございます。その辺につきましても、町民の方に対するニーズといいますか、そういう町民の方に立ったいこいの館を利用させていただく、そういう施策が乏しかった、そのように感じております。

いこいの館につきましては、やはりたくさんの方々に関心を持っていただいております、いろんな方から意見をいただいております。そういう皆さんの声を大事にしながら次に進めていきたいと思っておりますし、また、10月からタウンミーティングを順次開催させていただく計画であります。

その中におきまして、町の総合計画につきまして、また、いこいの館につきましての直接皆さんと膝を突き合わせてあり方を検討、議論を重ねていきたい、そのような計画も今しておるところでございますので、町民の皆様の声というのは最重要視していきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

今、10月からそういう方針でやっていくというような話なんですけれども、それやったらそれらしく詳しく町民に説明したらどうですか。思いますでやっていてここで説明されて、それでみんな納得するんですか。それについては、前から問題ありました。キャンプ場を総括してやるというようなことをここで答弁されていますよ。違うんですか。前回のときに。そういう発言があるでしょう。キャンプ場と持っていくという話。

それだったら、観光笠置に承認をとって、そういう話が進んでいるんですか。その点どうなんですか。ただ、思いますでここで説明されて、町民はそれで納得するんですか。もし、町長それだったら、自身こういう説明で納得すると思いませんか。その点どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） タウンミーティングの日程につきましては、ただいま区長様にその日程の調整を今していただいているところでございます。町と各区の皆さんの日が合う日を設定させていただきまして、順次タウンミーティングを開催していきたい、そのように考えており

ます。

いこいの館とキャンプ場との一体経営につきましては、今月末までに何とか河川のオープン化の協議会の立ち上げを目指しております。その中でもいろんな業者が参入していただけたらと思いますけれども、その中でもいこいの館キャンプ場については、特に関心を持っていただいている企業がございます。そういう方々との話も聞かせていただきまして、一体化というのは経営を一体化していくのか、また、そういう一体的な取り組みによって相乗的な効果を生み出していくのか、そういうことも検討の中にあると考えております。そういう話もそういう企業さんとの話をさせていただき、そういうことを作り上げていきたい、そのように考えています。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 今の答弁ですけれども、先ほども言いましたように思っています、思っていますという話なんですけれども、そういう協議会はいつ立ち上げられて、メンバーは何人で、どうなっているのか、そういう経過を報告してください。思っています、思っていますでは通りませんよ。もう今9月ですよ。10月からやるんやったら、もうある程度の試案はできあがっているはずですよ。その点どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 協議会の発足の日時、またメンバーにつきましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

協議会、さまざまなメンバーの方がおられます。まず、コアメンバー、河川事務所、京都府、笠置町、こうやってコアメンバーを中心に9月、最終の日時は決められておりませんが、申しわけございませんが、9月末日までに発足をし、順次軌道に乗せていくという計画でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 10月からやるというのに、まだ発足していないんですか。10月からある程度今後の方針を立てるというのに、まだ発足していないんですか。どうなんですか、これ。つじつまが合わないんじゃないですか。何を言われているのか、町長、その点どうなんですか。どういう指示をされているんですか。町長では立ち上げたというような話なんで

すけれども、まだ全然、第1回目は開かれたんですか。どうなんですか。開かれたなら、そのときの議事録、議題はどうだったんですか。後ほどそれを提出してください。

もうこれ以上いこいについても、正確な回答は出てきませんし、毎回毎回私はいこいについては、平成から年号変わった令和にかけて質問しているんですよ。全然改善の跡がないということは、もっと町長も反省してもらいたいと思います。

それで、最後になるんですけれども、いこいには。私は700万円の回収、話しました。町長はやると。結構なんですけど、これ本当にやれるのか。やれなかったら、この前の電気工事と同じ、町長、任期満了しても払い続けられるんですか。その点どうなんですか。

それと、今後これをどうするのか、いこいを。それがまだ10月に決まっていなくて、ちゃんと。

だから、これ、町民の高齢化が65歳50%を越えましたよ。現状です。この建物の使用用途を変更ということ、6月の議会でも言うておられますよ。だから、私は、これは温泉つき有料老人ホームにしたら、気候もよく温泉つきということでPRもいい材料になると思うんですが、その点私の試案ですが、どうお思いですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館の今後につきましては、いろんなさまざまな方法があると考えておまして、幅広い検討が必要でございます。公共的用途として使っていく方法もございます。また、今やっただいていっているサウンディングなどを活用して民間に委ねていくことも視野にあります。

町民様のアンケートも踏まえまして、また、議会の皆様とも議論を重ねていきまして、いこいの今後のあり方につきましては検討させていただきたいと思っております。

松本議員、今提案をいただきましたということにつきましても、アンケートの中にも書かれていたこともございます。検討の一つだと位置づけております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番。

これで、何遍も聞くんですけれども、同じ回答なんですね。だから、こうやって質問するとき、町長、前回の発言等をチェックされて私に発言してもらっているんですか。どうなんですか。こういうここにありますこの定例会会議録、こういうのを参考として答弁されているんですか。見てもらったらわかるんですが、同じことばかりでしょう。

ほかの方もこれについて答弁されると思いますので、これぐらいでやめておきます。

では、2番目の切山地区の地すべり対策事業の現状をちょっと教えてください。

これは、笠置町と府はどうなっているのかということになっていきますので、特に台風とか一時的集中豪雨もありますので、危険性ですので、町の対応だけ簡単にお願いします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

切山地区の地すべり対策事業についてでございます。地すべり対策事業は、京都府が事業主体となりまして平成14年度から実施されており、これまで地下水を下げるための集水井や集水ボーリングの施工などを行っております。

これまでに集水井全体計画に災害対策分を含めると、計画16基に対しまして14基が完了しております。残り2基のうち現在1基を工事中であります。最後の1基も今年度に着手し、来年度中の工事完了を予定しております。

現在行われております地すべり対策工事は、集水ボーリングや集水井工を施工することで、地下水位を低下させ、地すべりによる災害防止を図るものでございます。

本年5月、地元現地説明会におきましても、土木事務所から、現在は安定しており、地すべりによる顕著な動きは見られていないというような報告を受けております。

そのほか、大雨の対策でございます。京都府によりますと、工事現場では気象情報を収集し、必要に応じて災害発生を防止する措置を講じる体制をとられているとのことでございます。日常的に地盤伸縮計、水位計などを設置し、常時地下水位や地すべりの挙動を監視されているとのことです。

町といたしましては、台風や大雨のとき、町道等の点検、パトロール等を実施し、現況の確認に努めているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） では、切山地区の問題については、建設課のほう、町としても積極的によろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3番目の質問に入ります。

町財産、これも前回から言うています。お試し住宅ですよ。それと植村邸、贈与してもらいました。それについてお聞きします。

これについては、植村邸については、前回何と回答されたんですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさ

せていただきます。

贈与していただきました旧植村邸の活用方法といたしまして、現在、町の普通財産ということで、周辺環境整備を整えなければならないということを私のほうから答弁させていただいたと記憶しております。

現在、議員から御指摘のありました建物の例えばといの外れ等の段階でございしますが、現在まだ着手できていないところでございます。

使用方法につきましては、建物自体に何か住むとか、お試的に家に住むとかではなくて、建築的な工法を学べるような、そういった体験的な施設としての活用、そういったことを大学、また企業さん等々関係者の方々と取り組んでいくというふうに御説明をさせていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 今、植村邸の話したんですが、6月の議事録による27ページの回答では何とされているんですか。一応読んでみてください。どうですか。それに対して返答ください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま議事録、私手元にはございませんので、その27ページのところの答弁というものが把握できておりません。追って確認し、御回答をさせていただきます。申しわけございません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） では、お聞きします。これ、植村邸は登記が終わったんですか、どうなんでしょうか。そして、といはそのまま。私はここで話、説明しても全然回答ないじゃないですか。なぜあのといはそのままにしてあるんですか。屋根の瓦は落ちっぱなし。これはどうなんでしょうか。おいおい直していくと、課長は答弁されていますよ。そのための修理代とか、そういう件について予算が計上されていないということは、私の質問に対して、答弁とあれは無視されたということになるんですか。その点どうですか。

そのことについて、町長はどのように指導されているんですか。片方のほうでは山村留学、いい文句ですよ。8月はあったんですか。それを求めるためにどういうPRされた、町として。本気でやる気があるんですか。

新聞でもうたわれていますよ、やる気。宣伝したのか、していない。何をやろうとされているんですか。余りにも答弁とやっていることが全然マッチしないじゃないですか。町民の他所から来た人の永住、うたい文句はいいですよ。それに対してどう対応するのか、そういう手段どのように打っているのか、基本方針を町長、どうお考えですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 山村留学プロジェクトにつきましては、強い思いを持っております。笠置にとって大きな切り札的な制度になると、私は信じております。想いは笠置町の教育環境のすばらしさを日本全国の子供たちにも味わっていただきたい、そういう想いが出発点でございます。

その結果におきまして、全国から体験留学に来ていただきまして、それがまた定住につながる、そういう期待を込めまして取り組んでおるところでございます。

夏休みにおきまして、山村留学の計画をしていただいたところでございますけれども、PRが弱かったと思うんですけれども、参加者がなかったということで、夏休みの計画につきましては流れてしまった。そういう苦い経験もございますので、今後、しっかり山村留学プロジェクトを取り組んでいきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） これで松本俊清君の一般質問を終わります。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午前10時39分

再 開 午前10時54分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

7番議員、坂本英人君の発言を許します。坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、観光商工事業における笠置町にイベント事業が多数ありますが、その仕様書作成について、以前も質問したかと思うんですけれども、その進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

数々ある笠置のイベントの中で、特に桜、夏まつり、鍋等々の大きな事業につきましては、四季彩祭実行委員会という中で取り組んでおります。特に鍋につきましては、仕様書を作成し実施していくという流れが、先日実行委員会を開催し終わった状況で、今現在、大変遅くなって申しわけございませんが、今現在仕様書を作成し、早急に事業の内容を固め、事業者選定に当たるという、今現在の状況でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） ずっと同じ話を僕もしているんですけども、前回の60万円の広告宣伝費のときも一緒なんですけれども、鍋フェスが今1万人規模のイベントになっています。こういうイベントに僕も企画側として携わらせていただいておりますし、確実にこの9月からこういうイベントを始めると、もう既に遅いということを常々言ってきております。

町としては、対応として、四季彩祭実行委員会だとかいろんな方法をとっていただいておりますが、うまく機能していないとか、何のためにつくったんだとか、いろんなことを思う場面もありますが、根本的にこの仕様書をつくってくれと言ったのは、今現行出ている予算がありますよね、四季彩祭に。夏まつりだとか、鍋フェスだとか、もみじまつりだとか。

こういうお金を一体笠置町は誰のために使っているのか。町の中にも、できるような業者さんはあるであろうし、町の青年部員だったりとか、青年団だったりとか、いろんな人間が携わって、このお金を幅広く活用できるような手だてができるように、いろんな人間にチャンスが与えられるような仕様書をつくってくれと。

現行では、ほかのイベント会社ですら、なかなか見積もりが入れられるようなことができないという声が去年聞かれたので、いろんな方がチャンスを持てるような仕様書を作成してくれというふうな一般質問をしたと思います。それがまだこの時期でできていないということが、笠置の現状なわけですよ、課長。

僕が思うに、別に行政に責任があるわけでもないですし、一定流れていることに僕は何も責任はないと思っています。本当にこの笠置町をどうしていこうと思うのか、そこだけなんですよね。

予算が提示され、そして執行され、また1年が終わっていく。この時間の流れで人生というのは終えていくと思うんですけども、何のために物があって、事があって、金が動くのか。その意味がないわけですよ。

仕様書をつくらう、仕様書をつくってくれというのは、一步を踏み出そうという話を本質的にはしているわけです。その一步を踏み出すことによって公平性が担保され、誰かの元気

が出て、その元気がイベントに来るお客さんに伝わる。そういうことがまちづくりやとぼくは思っているんですよ。

課長、いつになったら笠置町は変わりますか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

お答えさせていただきますといいますか、お答えにはならないかと思いますが、ただいま坂本議員おっしゃいましたように、イベントにつきましては、イベント自体、イベントの中身、何人来ていただけるか、そのあたりに注力していた感があります。

先ほどおっしゃいましたように、やはりそのイベントにかかわる方々の、町内の方々にもいろんな方がいらっしゃいます。出展、出演される方、また、そういった準備にかかわっていただける方、そういった方々を皆さんと一緒に盛り上げていく、言葉はきれい過ぎるかもわかりませんが、そういったことがただいまの分離でしていくというお話だったと思います。

1つのことを皆でやっていく、やり遂げる、そういったことを通しまして、この町の盛り上げ方、住民皆、私たちのやる気、また、町に対する熱量、ここを変えていきたいというふうに私は思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、坂本議員から仕様書につきまして質問をいただきました。仕様書について、一步を踏み出そう、そういう言葉をいただきました。私も同感でございます。

町民の皆さんに目線を向けての仕様書、そういうのは、私は必要やと今感じたところでございます。予算は誰のために使っているのか、町民の方にもチャンスをもたらさせていただいて、たくさんの町民の方にかかわっていただくことが、このイベントを盛り上げ、ひいては町を盛り上げていく活力の私は源になっていくと思っております。

そういう思いを込めまして、今後の仕様書のあり方について、ぜひこういう気持ちを込めてつくり上げていきたい。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 少し体調を崩してしまして、余り元気ではないので、気分がばたついて申しわけございません。

本当に今回ちょっと体調を崩して、いろいろ考える時間がありまして、すごい不安に思った部分が多くありました。この3年間走り続けてきましたけれども、やっぱり難しいなど、

まちづくりは。民主主義は難しいなというのをすごい思いました。

毎回こういう一般質問を一生懸命書くんですけども、実際よくなっているかどうかもなかなかわかりかねることもありますし、自分のエゴを押しつけているだけなのかなと。すごい考える部分がありました。

この仕様書についてでもそうなんですけれども、次の質問のキャンプ場のルールブックについてということを知ろうと。これも前回質問させていただいた内容です。なぜまた今回聞いたかというのは進捗状況の確認と、これも前回、あれは7月でしたか、8月でしたか、1度大雨が来た日ですね。雨がきついなと思って国道163号を帰ってきたんですよ。そうすると、河原増水していて、もうキャンプのお客さんいないだろうかと心配で目を向けたら、1人のお客さんが、1組のお客さんですね、人数は確認していません。

ただ、観光笠置の事務局の方の車と駐在さんのパトカーが川の中に1台ずつとまっていると。その場に駆けつけるべきかどうか悩んだんですけども、事が大きくなってしまったので、その場はその場所に行かず、当日確認しようと思い、駐在さんのほうに、あのときは何があったのかという話を聞きました。そしたら、お客さんがアルコールを摂取されていたと。車が移動できないのでその場から逃げるができなかったと。結局、大事には至らなかったのが幸いですけれども、もし車が流されていたりとか、人が流されていたりとかしたときには誰の責任になるのかと。

僕は観光笠置の責任ではないと僕は思ったんですよ。やっぱりルールをつくったほうがみんな守れるじゃないですか。そういうことが責任回避じゃなくて、まちづくりだと思うんですよ。だから、多分行政の方々が考えていること、議員みんな考えていること、住民で考えていること、笠置に関係する人が考えていることというのは、全てまちづくりなんだと思えるようなことをしなければならぬと。

このルールブックをつくれという話を、僕は議員の立場でしているのではなくて、こういうものがあれば誰かが幸せになると、誰かの命を守れると。それは笠置があつてよかったということに最終的になるということを伝えているんですよ。命令ではないんです。限りなくポジティブなアドバイスなんです。それをこの立場ではこういうふうにしかなれない。

どういうふうな気象状況になれば笠置の河原は利用できませんとか、何時には寝てくださいよと。やっぱり笠置町がキャンプというものの定義を知らないといけぬ。笠置町はどういうアウトドアを提案していきたいということを持たなきゃいけない。そこが本質だとぼくは思っているんですよ。

アウトドアに強いまちになれば、おのずと災害に強いまちができる。防災に関心が向くようになれば、おのずと警戒を出さずとも若者がお年寄りを引っ張って、一緒に避難するような状況が生まれるかもしれない。そういうことがまちづくりだと思うんですよ。

きっとそのルールブックについても進んでいないことはわかっています。聞いたのは前の議会ですから。だから、ここでするし上げているんじゃないんですよ。そこだけはよくわかっていただきたい。

課長、僕はつくったほうがいいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

いろいろ事例を挙げていただきまして、私の気づかない点等もよく助言していただきまして、まことにありがとうございます。

現在、まず進捗状況のところの御説明をさせていただきます。委託している観光笠置とまだ町側で具体的な安全管理、やはり河川敷というところですので、天候の変化等による危険を伴う安全面、また、多くの方が利用されるということで、利用者同士のマナーを守っていく、そういった中身を当方町のほうで一定作成いたしまして、観光笠置さんと一緒に内容を詰めていき、来月にはキャンプ場の多分料金所のところになるかと思いますが、来場者の方にお配りをさせていただく、そういったことで進めております。

先ほど議員がおっしゃったように、アウトドアが強いまちが防災にもそういった目が向く、また強くなる。そういったことも念頭に置きながら、笠置は今アウトドアということですが、単に迎え入れるだけじゃなくて、住民自身のそういった危険時の自分たち自身の安全確保、そういった面も念頭に置きながら、この事業を進めさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

今、小学1年生の女の子も行方不明にキャンプ場でなっていると。いろんなやりがあれば、いろんなトラブルが起こるのは当たり前です。笠置にも森に行かずとも竹やぶもありますし、川もあります。川の事故というのは現に起きていますので、そういうことも加味しながら、一つ一つクリアしていけば次の問題が出てくるはずなので、こういうことを前向きにひとつやってもらって、次の課題に取り組めるような、常に前進できるような行政活動にし

てください。

次の質問に移ります。

きょうは皆さん多分お話されるかと思うんですけども、いこいの館についてお聞きします。

今回の指定管理制度について、町長はいかほどに評価されているのか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 坂本議員の質問に答えさせていただきます。

指定管理者制度の評価につきましては、地方自治法によりまして2003年9月に、公の施設は直営にするか指定管理にするか、どちらかにしなければならないというふうな自治法が改正されました。猶予期間も3年もあったわけですが、残念ながら町は法に沿った措置ができていなかったということもございました。ともかく、法に沿った体制をつくるというのが第一義でございました。

また、この制度の導入によりまして、民間の力を導入していただき、創意工夫のサービスや取り組みによりまして、入館者の増、経営改善につながっていくという期待を持たせていただきまして、この制度を導入させていただいたところでございます。

しかし、残念ながら契約期間を残して撤退を余儀なくされました。なぜこういうことになってしまったのか、次に活かしていくために十分な原因調査が必要でございます。まだ半ばではございますが、指定管理料の算定が適切であったのか。また、町民の方がチェックするような制度も必要ではなかったのか。また、町の頻繁な訪問しての指導が弱かったのではなかったか。いろんな反省もしておるところでございます。

一方、指定管理者によります食の分野の改善、また、イベントなどを開催していただきまして、新たな客の獲得をしていただきましたし、また、館内花を生けたりされたり、服装を統一されたり、清潔感を醸し出していただいたなど、新風を送り込んでいただいた点多かったとございます。

この評価につきましても、今後、議員の皆様とも十分な議論をさせていただきまして、指定管理者制度の残した点につきましても、議論させていただきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 何て聞いたらいいですかね。これも難しいですね、やっぱり。僕も劇的にかわるのかなという希望を、多分あのときすごい持っていたと思います。本当最後なのか

なというような不安もあったかと思えます。

政策に失敗はなしと、新人議員研修ですか、西議員と行ったときに、山梨学院大学の江藤先生がおっしゃっていました。政策に間違いはなしと。失敗もない。やることが一番大事やと。

僕はこの制度をやってみてよかったなと思っているんですよ。きっと誰がやってもなかなか難しいと。今回1, 200万円補正組まなきゃいけなかったと。やっぱり行政側にも責任はあると思うんです。反省しなきゃいけないこと。指定管理業者にももちろんあつただろうし、議会にもあつたと思う。

やっぱり議会は決定権者ですから、そのお金の光をやっぱり見ないといけない仕事だと思うんです。行政機関というのは、そのお金にどれだけ光があるかというのを話さなきゃいけない、伝えないといけない、考えなきゃいけない機関やと僕は思っています。

お互いにやっぱりそれが足りなかったと。それが時間なのか、内容なのか。これ確実に僕ら議員もやっぱりいろんなことを思わなきゃいけないんだろうなと思っております。

やっぱりいこいを維持するには年間最低限2, 400万円は必要なんだというふうな個人的感覚も覚えましたし、笠置町特有のレスポンスの悪さ、これも完全に指定管理業者の足を引っ張ったことには間違いなと思います。今まで地方創生にいろいろ取り組んできたけれども、コンサルタントにお金を渡し、報告書を作成してもらい、さも事業が円滑に進んだかのように見せられる。僕はこれが、一番地方が衰退した原因だと思っています。

いこいの館も長年かけてそういうふうな風潮になってしまった。僕は今回休止という選択をある種かなりの根性が必要だったと思うんですよ、執行部も。すごいなと思いました。無理したらできるんですよ、多分。僕ではできなかった選択を町長したのはすごいなと。

ただ、僕はアンケートについてはちょっとやっぱり解せないと。僕も見たんですよ、アンケート。やっぱり究極の2択みたいなものをなかなかしにくいと。現状のままでいいということと反対と。反対ならば理由を書いてくれと。なかなか難しいアンケートだなと。やはり30代、40代、50代には響かなかったですよ、数字的に。

僕は何が心配するかというのは、僕らの先輩方、もっと上の先輩方がすごい熱心にアンケートに答えてくださった。やっぱり関心度は高いんやなというのを、僕そこも反省したんですよ。やっぱり感情で判断し過ぎたというか、もう見た瞬間に何でこんなん書かなあかんねんと正直思ってしまうぐらいの何か反応だったんですよ、僕の感情が。

でもやっぱり30代、40代、50代の方というのが、10年後、20年後背負っていく

ことは確実ですよ。その人たちが関心がない、無関心というのはすごい恐ろしいことだと。僕も含めなんですから、そこもやっぱりわかっていたきたい。

お聞きしたいのは、僕の今の思いを含めて、今後の行政の方針といたしますか、町長の思いお聞きしたいなど。いこいについて別にきれいな話じゃなくてもいいと思うんですよ。1回本音で議論しましょう。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） アンケートにつきまして記入が難しかったということ、判断が難しかったということにつきまして、私も何人かの住民の方からそういう御意見を承りました。片方、わかりやすいアンケートやったということも聞いております。そのアンケートの中身につきましては、行政としていろいろ考えた結果、ああいうアンケートになったということは御理解をさせていただきたいと思います。

先ほど来申し上げますけれども、そのアンケートの中に、82%の方がコメントを書いていただきました。そのページ数だけには収まらないで、別紙に2枚、3枚をつづって書いていただきました。そういう熱い思いをいただいたと私は思っております。

若い方のアンケートが少なかったということでございます。それは事実として発生しております。私は考えの中におきまして、10月から各地区に寄せていただいて、タウンミーティングなどを、今、日程調整をしていただいておりますけれども、プラスアルファ若い方にもそういう別個に集まっていただいて、いろんな町に対する思い、いこいに対する思いなどを直接お聞きをしたい、そういうこともぜひやっていきたいと考えております。

いこいの館につきましては、私は何が何でも町には必要な施設だと思っております。将来に向けて安定的に継続していける、そういういこいを築いていかなければならない、そういう私は使命感を持っていると思っております。

将来人口も800人、600人、そのようになっていきますし、財政規模におきましても、税収入も少なくなっていく中で、今までのような基金や一般財源からの繰り入れというのは、これは不可能だと私は考えております。今度こそ町に負担のかからない、それでいて町民の皆さんの健康福祉の増進、また、新たな企業や産業が起こっていく、そのようないこいの館をぜひとも私はつくり上げたいというふうに考えております。

いろんな方からの接触もいただいておりますので、その辺できるだけ早くそういう体制をつくっていくために頑張りたい、そういう思いでいっぱいでございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 続いて、サウンディング事業について進捗をお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

サウンディング事業も3年目の最終の年度に入りました。国土交通省、そして京都府と連携しながらさまざまな企業の御意向をお伺いして、いこいの館、そしてアウトドア、河川敷、そういったところへの参入意向をお聞きさせていただいております。

今回、いこいの館に関してどうかということでございます。詳しいことはなかなか申し上げられませんので、また別個の機会を設けさせていただきたいと思っておりますが、現在のところ、8団体の方々と意見交換、対話を重ねさせていただいております。一定の、先ほど町長が方針を申されました。その方向でどういうふうに企業、あるいは団体の方々の意向があるのかといったところの絞り込み作業を現在させていただいております。

今後の見込みといたしましては、年内にある程度絞り込みができるような形で持っていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 笠置に光るもの、期待を持っていただけるということはすごいありがたい。しかし、やっぱり光を持っていたものがメッキやと剥がれるわけですね。今来ていただいている方々が笠置メッキやんと思わないようなものにしていかないと、結局指定管理制度と同じような過ちを犯すことになってしまいますので、本当に行政の役割、どのハブにいることが一番その業者さんが光り、笠置の素材が光り、経済が潤うというような構造をつくれるかということを考えていただきたい。

僕が少し前に1日大学院というものに行かせていただいて、勉強した中に、構造力というもの育てることが、今サステナブルでSDGsだという話を聞いてきました。構造力の中には、想像力と思想とデザイン力が必要だと。役場はどこの部分に当てはまるかが笠置の構造力を突き動かすのかということを考えて、このサウンディング事業に取り組んでいただきたいと切に願っております。

質問を変えさせていただきます。

児童館についてお聞きします。

今後のあり方についてお聞きします。耐震工事等の維持管理について、今どのようにお考えなのかお聞きしたいなと思っております。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） 失礼します。ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置児童館は平成21年度に相楽東部広域連合に移管され、その2年後の平成23年度に簡易耐震診断を実施しました。そこでは、耐震基準を満たしていないということが判明していましたが、この8年間は耐震改修は実施されておられません。

ただ、今現状は昨年から教育委員会部局と、また町長部局とで協議を行わせていただいて、また、京都府にも現地確認をしてもらった中で、使用できる補助金がないかとかを探するなど行ってきましたが、今は隣接する笠置会館の2階を仮に使用した中で、児童館の事業が支障なく行えるか等を一、二年検証して、児童館の現施設を直すか、または用途廃止して、笠置会館の2階を児童館とするかを決定していこうというような一定の方向性を出したところでございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

今後の利用については、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えします。

今後どのように利用するかということなのですが、先ほども説明させていただいたんですが、この一、二年で隣接の笠置会館の2階で使えるかどうかを仮検証させていただいた中で、児童館を用途廃止するか、また改修するかというようなことを検証したいというふうを考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 僕も小さいころから使っていた場所ですので、やっぱり思い出もいっぱいしみついていますし、僕の本当に小学校時代の思い出はあそこしかないぐらいの、あそこ半径50メートルぐらいはもう僕らの遊び場だったんですよね。庭球野球を覚え、夏には水風船を会館と児童館で分かれて投げ合い、毎日毎日その繰り返しがあつた場所だったんですよ。安易になくすようなことは、やっぱり僕はちょっと寂しいなと思っていまして。

例えばですけれども、そういう児童が楽しんだ場であるので、できることなら、eスポーツを誘致してみるとか。教室みたいになっているじゃないですか、児童館は。そこで思いっきりゲームの大会をするんですよ。1番上で格ゲーやって、真ん中でみんなゴルやってみたいな。僕らのときは、火曜日になつたらずっと勉強やらされていたんですけども、そこで思

いっきりにゲームするんですよみたいな。そういう利活用を考えたりとか、まだeスポーツは余りどこもガッツリ取り組んでいるところはないと思うので、そういう楽しめる場所にしていただきたいなというのが1つ。

あとは、やっぱり僕も保護者会、今もPTA活動にも参加していますけれども、児童数減ですよ。その人数に対して、ここを本当に使わなきゃいけないのという時代が絶対来ると。もう来ているのかもしれないと。

学童もありますし、全部が一緒じゃないですけども、似ている部分があるのかもしれない。そしたら、もう学童全部行かせちゃえばいいんじゃないのというような考え方ができるかもしれないんですけども、やはり経済的な負担がかかると。条例上、児童館の利用は無料だと。だとするのであれば、有市地区の東部地区だとか、そういうところにいる子供たちがみんな一緒に遊べるような場所にとりあえず変換できへんのかと。そういう条例改正ができないものかと思って、今回質問しました。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 児童館、教育委員会の所管でございます。この場で正面切ったの答弁はちょっと難しいということだけは御理解をしてください。

今、坂本議員言われましたことにつきましては、笠置町の大きな課題だと思っております。笠置町をトータル的に子供を見渡して本当に子育て支援、子供たちをどういう形で応援していけるか、そういう観点に立ちまして、教育委員会さんとの議論、検討をやらせていただいています。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 僕も教育委員長の西本さんとはお話する機会もありますので、僕からもお願いをしますし、町長、西本さんは限りなく、自治体がこうしたい、ああしたいということをもっすぐ聞いてくれる方だと、僕は信じていますので、ぜひそのときは一緒にお伺いして、こうしたい、ああしたいという夢を2人で語りに行きましょう。

これで僕の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉岡義信君） これで坂本英人君の一般質問を終わります。

続いて、1番議員、西岡良祐君の発言を許します。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

それでは、私は2項目について質問させていただきます。

まず1項目め、笠置町創生戦略の実績評価と今後の対応についてお伺いいたします。

この創生戦略は、4項目の基本目標を立てまして、平成27年度から5カ年計画で取り組んでまいりました。その中で、項目ごとに特に実績の出ていないと思われる事業についてお伺いいたします。

まず1点目、笠置町における安定した雇用を創出するという事の中で、農地有効活用事業数、目標値が2事業となっております。これは私の今見ているところでは、全然実施されていないように思われます。

それから2点目、笠置町への新しいひとの流れを創出するという項目におきましては、空き家バンク登録物件数、これを今年度で10件の目標値を立てておられます。これは多分10件はっていないと。毎回議会で質問していますけれども、多分今まだ3件か5件ほどじゃないかと思えます。

それと、先ほども松本議員の質問の中で出ていましたけれども、お試し住宅、これできておりますけれども、これのお試しとしての利用件数はどうであったのか、それについてお伺いします。

それから3点目、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現するという項目の中では、出会いの場イベント実施回数4回という目標値を立てておられます。これはこの間の11日の創生委員会の実績報告の中では、4回やったようになっておりますけれども、その中身についてお伺いしたいと思えます。

それから4点目、地域が連携し、安心して暮らし、助け合えるまちをつくるという項目の中では、空き家データベースの作成、これをやっていくということで、作成できているのかどうか。この4点についてお伺いしたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

地方創生最終年度の総括といたしまして、まず総合戦略、その内容につきましては、国の指針に応じまして、これから加速する人口減少、また少子高齢化に対応するために、国のほうが4本の政策パッケージをしつらえ、その内容に応じて笠置町も4本の柱というものを出品させていただきました。

その4本の柱が先ほど西岡議員様がおっしゃいました内容でございます。

その内容につきまして、笠置町としてどういったことが施策としてできるのかというものをそれぞれ事業を立案し、KPIということで目標値を立ててやっていっている中身でござい

ます。

まとめますと、町が直接実施するもの、また、その関係団体が実施する内容、また、民間、住民さんの中で実施された内容、そういったものを総合的な評価として数値化させていただいております。

先日11日、わかさぎの羽ばたくまち創生委員会でも各委員さんにも御説明させていただきましたが、その内容の資料に基づきまして、ただいまの御質問、御回答させていただきたいと思います。

まず1番目、笠置町における安定した雇用を創出する。この大きな柱の中身につきましては、まず、就業の場の拡大、2つ目、産業の振興と生産性の向上、この2本柱の中で、就業の場の拡大ということで、農地の有効利用というものを1つ上げさせていただいております。

これによって、関連する企業の誘致、また創業支援という方がこの目標年度におきまして累計で2事業というふうに、当時そういった農地の有効活用のような計画もございましたので、2事業ということで、荒廃農地の解消事業を上げさせていただいておりますが、結果的には事業ということで事業化できたものはございません。

ですので、現在のところ目標値に上げた2事業は達成しておりませんが、引き続きこういった農地の有効利用に、関係課とともに取り組んでいきたいというふうに考えております。

次、2つ目の事業につきましては、笠置町への新しいひとの流れを創出する。こちらにつきましては、移住・定住の促進、また、交流人口の拡大、こちらが2本の柱となっております。

先ほど御質問のありました空き家バンクの登録物件数、目標値10件となっておりますが、結果的には登録物件数はこの計画期間中5件となっております。登録が5件ありまして、現在、空き家の活用されたい方、また、提供される方の中で話がマッチングしておりますのが現在2件、空き家の移住希望者と空き家保持者の方で2件の方が今現在活用に向けての最終の調整に入っております。

次、お試し住宅の利用件数ということでございますが、お試し住宅、一定期間笠置町に住んで、笠置町の中で生活ができるのか、仕事ができるのか、学校に通えるのか、こういったことを念頭に、期間中御利用いただくというのがお試し住宅の本来の目的でございますが、そういった目的の中の活用というところ、御家族の方が住むという件数はございませんでした。地域おこし協力隊の方がそのところに住んで、今後の笠置町での就業先といたしますか、移住先ということで、1件の利用という結果になっておりました。

続きまして3点目、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現するという大きな項目の中で

ございます。こちらにつきましては、出会いの場のイベント実施回数ということで、こちら民間の町内の有志の方々が主になりまして、例えばキャンプ場でのバーベキューイベント、またクリスマス時期の町内の施設を使ったイベント、そういった事業を町内外から人を集めていただきまして、私の記憶の中では、この目標値4回は実施されたというふうに認識しております。

最後になりますが、4点目、地域が連携し、安心して暮らし、助け合えるまちをつくる。この事業の中につきましては、先ほど御質問のありました空き家データベースの作成という事業、こちらのほうはデータベースを作成するか否かという目標でございますが、こちらにつきましては、データベースというものは空き家がどこにあるのか、所有者が誰なのか、どのような状態なのか、そういったものをデータベース化し、地図上にプロットしていくというのがデータベースの内容というふうな認識をしておりますが、現在、笠置町で作成いたしました内容は、担当者とまたその当時の区の方々に協力していただきまして、紙の地図上に今現在住んでおられない家のマーキング、それと、外観の写真、そういった内容を紙にて整備したというのがこちらの事業で、それも町内全域にはわたっておりませんので、作成できたか、できなかったというところは、作成としてはできておりません。

ただ、今後その空き家バンク、また移住者を迎える人、町内の方々が町内に住み続けたいけれども、町外に転出して行かなければならない、そういった数々の問題がございますので、この空き家というものは人々が住むという観点、また、建物の安心・安全、環境の悪化を防ぐ、そういった面からも力を入れて取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

そしたら、1点目からいきましょうか。

農地有効活用事業数2事業をやるという目標値を立てておられました。これは全然できていないというのが実績や思います。こういう5カ年の戦略を立てて計画的にやってきた中で、当初から私は議会でも言っていましたけれども、計画だけではあかんと。計画倒れだけではあかんということで、戦略の中にも書かれていますけれども、評価ですね、評価をどういうふうにしていくのかということが問題になって、外部有識者等も参画した評価検証組織を設置しますということになっておるんですよ、これ。

それで、その中でPDCAを回していくということも当初うたわれております。ところが、

実際何もやっていないということで、この間のもらった実績表見てみますと、今後達成率ゼロやと。今後の取り組みは引き続き取り組み内容を検討してまいりますと書いてあるだけ、先ほども答弁されたように。

これではいかなんですよ、これでは。引き続きどういうことをやるんですか。先ほどから松本議員のいこいの話の中でも何回も出ていますけれども、同じことばかりをやっていたって何もならないんですよ。このPDCAを回すというのは、やってみて評価して、悪かったところはこういう改善して次に進むという手法なんですよ。

副町長、TQCの手法を勉強されたらどうですか。職員力向上の計画の中に取り入れてもらったらいと思いますよ。同じところでループでやっておったら、何も向上しないんですよ。スパイラルアップをやってもらわんと。だから、今回1回やってみて、悪かったところはチェックして評価する。その悪いところを改善して、次回に回すと。

来年度から第2期の地方創生戦略が国から出されているでしょう。それにのっとったやつをまたつくっていかないと。今のこんな評価の仕方では、そこへ向かっていけませんよ、これ。引き続き取り組み内容を検討してまいりますでは前へ行けませんよ。何でも物事そうなんですよ。いこいの件も全部そうですよ。同じ失敗を何回も繰り返しておるわけや。そこらをちょっと肝に銘じておいてください。

それから、次の農地有効活用事業とか、こういうのはやっぱり農業委員会とかもあるんやから、そこらとちゃんと連携して、どういうふうにしてやっていくか、やっていったらいいんですよ、これ。農業委員会なんか全然動いていませんよ、私、農業委員していますけれども。

だから、そういうやっぱり連携も。ちゃんと笠置町は農業もあるんですよ、観光ばかりじゃないんですよ。その辺も肝に銘じておいてください。

それから、2項目めの空き家バンクの登録件数、これは10件の目標が、これも50%ですけれども、5件出てきているということで、これは1年ほど前からもう3件から5件になっておるんやけれども、希望者数は何か10件かほど来ているという話でしたね。それで、今のところは5件のうち2件は成立しそうやということでね。これは何%かできるので、移住者がふえるということやから、これはまあまあと思います。

お試し住宅の利用件数、これもゼロやということ。これも何回も言うてますやん。お試し住宅は笠置にお試しで住んでもらって、それで、笠置のよさを知ってもらって、笠置へ移住してもらおうという目標でつくったんでしょう。だったらそれを使わんとあかんやん。違いま

すか。

これ、お試し住宅の契約の問題でこの間も問題になっていますけれども、これ、毎月敷地料3万円か払っておるんでしょう。遊んでいるわけですよ、全然使わないで。あそこの住宅の改修費用にいくら使ったんですか。先ほどの坂本議員の話と一緒にですよ。やったというだけです。山村留学にも使うということやったから、そういうように使っていかなとあかんの違いますか。つくっただけでは。そこらをもっと真剣に考えてくださいよ。

それから次、3番目のイベント回数、これは何か4回実施されたということやけれども、これは、僕はここの評価の仕方のKPIということやっておられるけれども、このKPIいうたら数字だけなんです、目標が。中身は4回やったって結婚、カップルができたり、そういう実績が上がっていなかったら何も、やっただけで終わっているだけでしょう。

だから、当初からKPIの目標というのは、私は疑問あると言うてましたけれども、そういうことから見ても、中身が必要なんです。中身がどうやったか。ただやっただけではだめですよ。だから、評価するのはその中身を見て、それやったら、ただ今回のやり方ではあかんなど。次は違うこういうやり方をしようとか。花火のときに、花火で出会いとかいうてやろうかというやり方を改善していかなとあかんわけですよ。それがTQCなんです。

そういうことも、中身がどうであったのか、これは、中身は実際にカップルができたとかそういうのまではつかんでおられないからわからへんけれども、そういうところまで評価してほしいんです。そうでないと、笠置町の人口ふえないでしょう。そこまで見てほしいなと思います。

それから、最後の4番目ですけど、空き家データベースの作成、これは当初からこれの目標が上げられておりますけれども、ただ単に先ほどの空き家の登録だけじゃなしに、これはここにも書いてありますけれども、空き家がふえてきていると、笠置町の。倒壊等のおそれのある危険家屋については、適宜所有者へ解体等を進めるよう促しますということで、倒壊等のおそれのある危険家屋撤去の支援という事業を起こすということになっておるんですよ。

これはどうなっているんですか。これも、私2年ほど前やったかな、法律が改正されて、危険な家屋とかそういうものは、自治体が強制撤去もできるしという法律が改正されたと思うんですよ。そのときに私質問していますよ、ここで。今後、笠置町の空き家をどういうふうにして管理していくのか。それはどうなっているんですか。私2年ほど前に言うてるけれども。そののちょっと進捗状況をお願いします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

倒壊する危険家屋の件につきましては、空き家の特措法の条例化というものの話でございます。商工観光課につきましては、空き家の有効活用というところで、そちらの課直接になっているわけではございませんが、私の知識の中では、京都府内で数件条例化されている箇所があります。そういったまずは条例化をし、倒壊のおそれがある、そういったものを先ほど議員がおっしゃいましたように、自治体が強制的に撤去をするというか、そういった周りに本当に周りの家、また人などに危険を及ぼすところはその制度を使っていく。

現在、笠置町におきましては、その条例化というところがまだ制定されていない。その事業につきましては、総務財政課なり、商工観光課、税住民課、そういった中で対応していくという方針でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

特定空き家の関係の質問だと思います。今現在は国の説明会であったりとか、府の説明会に担当者を派遣させていただいて、今後、条例の改正とか必要であれば、順次進めていきたいなというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 聞こえへん。もっと大きな声で言わな、そんな大事なこと。

総務財政課長（岩崎久敏君） 現在は国等が開催している会議等に出席はさせていただいています。今後につきましては、それを踏まえて町としてできることを順次進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） この件でもいこいと一緒ですよ。やるやる言うてやっていない。これ、もうあの法律が改正されたときに私は言いましたよ。笠置町でも何軒か倒壊しておるような家があると。北笠置でも1軒ありまして、既に持ち主に撤去してもらったというやつが出ておったわけですよ、そのとき。だから、これはほかにも西部地区にもあるやろうし、南部区にもあるやろうし。これは笠置町に数十軒はあると思いますよ。

だから、それをちゃんと法律で改正されてんから、それを国と府のあれでやっていかなあかんでということは、私議会でも言うたつもりなんですけれども、それ全然。どの辺まで進んでいるんですか、そうしたら。府は今どの辺まで進めておるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今ちょっと手持ちの資料がございませんので、今御質問いただいたことに対してお答えすることはできませんので、後で資料を確認させていただいて、お答えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 西岡です。

やっぱり連携とってやってほしいんですよ。これは何もこの総合戦略が商工観光課だけのあれじゃないでしょう。笠置町総合戦略ですよ。その中に書いてあるでしょう、倒壊等のおそれのある危険家屋撤去の支援をやっていきますと書いてんの違うんですか。何をやったんですか、そしたら。これは何もやっていないんですか。それは誰がやる計画にしているんですか。商工観光課でやるの、これ。

そこらを言うてるんですやん。副町長どうですか。そこから連携とれていないのは監査でもごっつい指摘していますやろ、これ。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問、また御指摘でございます。空き家のデータベース、特定空き家に限らず、地方創生全体にわたることだろうと考えております。

1つの課、あるいは1つの所管のところで任せたという他人事になっているようなところがひょっとして庁内にあるのではないかと、そういったところ危惧するところございます。特に進めなければならない重要な案件に関しましては、今御指摘いただいたようなことに関しては、早急に庁内で各課連携によるプロジェクトを形成するなど、早急に取り組みを共有化させていただきたい、そのように思っております。

先ほどTQCという御提言もございました。トータル・クオリティー・コントロール、大変重要な取り組みだろうと思っております。役場としてそういう経験値がないといったところも、恐らくPDCAサイクルを回していく上で障害になっていたのではないかと思っております。民間からそういう知恵もおかりしながら実のあるPDCAを回し、そして、最終的にチェックからアクションというのが具体的な形になるというふうに成果といいますか、PDCAを回していき、スパイラルで上へ上へと上がっていきけるような、そういう方向性を持ってやらせていただくこと、これはもうぜひ職員力向上プロジェクトのみならず、全庁的な職員の資質向上の観点として、重点的な取り組みさせていただきたいと思っております。

以上でございます。御指摘いただきまして、ありがとうございました。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

そういうことで、次もう第2期の創生総合戦略、これまた5カ年ということで国から来ていると思うんですけども、これを立てるに對しまして、この第1期の戦略の評価をちゃんと、きちっと評価をして、それを改善した案でこの第2期の総合戦略をつくっていただきたい。そういうふうに思います。

時を同じくして、来年度は笠置町の10年間の総合計画ですか、これもつukらないといけない。そやから、この総合計画の10年間の計画と第2期の創生総合戦略、これ5年間になりますけれども、これはちゃんと連携されたものができていかないと、前へ行かないんですよ。だから、今物すごく大事な時期なんですよ、評価するのが。次の計画をつくるに對して。だから、十分な評価をやっていただきたい。手抜きして、ただ回数やりました、終わり。それではあきませんよ。その辺を強く要望しておきます。

どうしますか、次いきますか。

議長（杉岡義信君） いってください。

1 番（西岡良祐君） いくの。

議長（杉岡義信君） はい。

1 番（西岡良祐君） そしたら、そういうことを要望しておいて、次の項目に移ります。

2 番目としまして、かわまちづくり支援事業の進捗状況についてお伺いいたします。

これも平成30年1月の国交省による笠置キャンプ場環境整備事業に関するアンケートというところから端を発しまして計画されているわけですけども、その進捗状況についてお伺いしたいと思います。

まず1点目、相楽東部木津川、川と町活性化協議会というのを発足させるということになっておりましたが、これは発足したのかどうか。先ほどちょっと坂本議員の中で話が出ていたと同じものを言うているのかどうか知らんけれども、これ発足したのかどうか。

これは令和元年の7月にこういうものを発行されていますけれども、この中で、8月ごろに発足させていくという計画にここなっています。これは発足したのかどうか。

それから、2点目は、その整備概要の中で、木津川の上流と下流を分断している白砂川に自動車が行きできる河川管理橋（道路）、これを整備するとなっているが、これは本当に現実性があるのかどうか。

私は先ほどのいこいの館の関係で対策のところでも、それと以前に地域主導型で白砂川の整備事業というのをやってきましたけれども、その目的も結局いこいの館、それからキャンプ場、それから鹿ヶ淵の府立公園、今ボルダリングで盛んになってきています。そこを一体につなぐということが笠置町の一番の主目的やったんですよ。それが白砂川の整備事業も途中で中断なってしまって、今まだ宙ぶらりんになっています。

この橋をつけてもらえたら、先ほど坂本議員の中で出ていたキャンプ場の安全性ですね、あれ本当に今は進入路1本しかないんですよ。あの細い1台しか通れない進入路がね。あんなもの本当に急な増水が出てきたら逃げられませんか。たちまち流されますよ。それを一番心配しているんですよ。いつも大体要領よく、雨が降るとか増水のことが出てくると、大体すっといなくなるから助かっているけれども。先日坂本議員はそういうものを見たと言っているんですけれども。

だから、これは両ルート化をするのが一番目標なんです。それができるのやったら、もうこれができたら、いこいも解決しますわ。だから、そのぐらいのあれを持ってやってほしいです。そうやったら、これをもっと早いこと進められるはずや。だから、それはどういふふうになっているのか。

それから、3点目は最後に、今言いましたけれども、白砂川の整備事業、あれは継続事業として残していくという答弁を私は何回ももらっていますよ。あそこは、前の水辺の楽校からあそこへ飛び石で渡るという当初計画で進めていたんでしょ。あの飛び石はどうなったんですか。いつの間にか消えてしもうてますやん。それでこんなところへ橋をつけてもらうようなことが出てきていますけれども、こんな橋つけてもらえるねんやったら、一番笠置町としてはいいんですよ、これ。これやってもえんねんやったら。これ国交省に、特に要望してほしいと私は副町長にも何回か言うたはずですよ。その辺について答弁願います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点、2点、3点とございますけれども、2点目のところをまず御報告させていただきたいと思っております。

お手元にお配りしております7月24日の資料に関しましては、関係各方面に笠置町はこれをぜひ実現したいということでお渡しをさせていただいております。当然のことながら、国土交通省本省のほうにも、その思いといいますか、願いといいますか、要望は入れさせていただいておりますし、近畿地方整備局、河川事務所、そして京都府に至るまで、関係者に

はそういうふうに笠置町が最重点、最優先でこの整備をお願いしたいという要望を強くさせていただいております。

実現する、確実かどうかというところに関しましては、今後我々も実現に向けて、実現できるんだという確信を持って努力をするしかない、そのように考えております。

それから、1点目に関しましては、それと関連するわけでございますが、そういう絵を相楽の東部、南山城村、そして笠置町、和束町、3町村連携をしてやっていってはどうかというようなことで、協議会を発足させましょうという提案をさせていただきました。現在まだ協議会という形はできておりませんが、個別に協議する内容については、例えば和束町さんとは、和束町さんが整備される木屋の広場を笠置町とどう連携するのかという具体的な内容を詰めさせていただいて、そういったことを固めた上で、協議会の発足に持っていきたいと考えております。

8月というふうに言うておりましたが、それがおくれております。そして、河川のオープン化の関係もその中で処理できるようにしたいというふうに考えておりますので、少し時間かかっておりますが、着実に準備といえますか、各方面への根回しを進めているというのが現状でございます。

最後、白砂川の整備事業に関しましては、これは京都府のほうに強く要望もしております、事業が中断をしたわけではなく、京都府としては、引き続きこれに関してはまだ事業を継続しているという状況であると。

ただ、府と笠置町との間で、これに関して今どういう状況で詰められているかに関しましては、まだ具体的に進展がないという状況でございますけれども、府のほうもこのことに関しては、しっかりと認識しているというお答えをいただいておりますし、飛び石に関しましても、橋ができる、できないにかかわらず、飛び石に関しては位置の関係もあって、ある程度こういうところでどうかという候補地ですね、候補の場所を示したそういう絵をお示しいただけるというふうに聞いておりますので、引き続き京都府との間では、この件に関しまして協議を進めていきたいと、そういうふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

今、副町長の答弁では、飛び石はそしたらまだ生きているということですね。それで、橋をつけてもらえんねんやったら、もう飛び石は必要ないですね。そうでしょう。そこらどういう考え。

それと、協議会言うているけれども、構成予定団体、和東、笠置、南山城村、それから国交省、淀川河川事務所、それから京都府、京都府ということは、未来づくりセンターですか。これだけの団体をつくろうと思ったら、うちだけで簡単にいきませんやん。これいつ立ち上げるんですか、本当に計画は。

もう和東は、木屋の船場づくりなんか、あれ自分のところで協議会つくって、もう予算もついているんでしょう、あそこは。

だから、これ本当に笠置と村と和東と一体になってやらんと、木津川のまちづくりというのはうまいこといかへんのじゃないですか。こういうのこそ未来づくりセンターに中心になってもらってやっていってもらわなあかんの違うんですか。そこらどうなっているの。この協議会はどこが主体で立ち上げるんですか、笠置町ですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいま西岡議員の御質問にございました2点、飛び石の関係でございます。飛び石は京都府のほうで、まだ飛び石に関しましては整備するというお話でございます。

河川管理区域の関係が出てまいります。国交省のほうにお願いをしております橋に関しましては、やはり国交省が管理する河川エリア、そして飛び石に関しましては、京都府が管理する白砂川のエリアの中でというふうに、そういうすみ分けをというふうなことで、私どもとしては府並びに国のほうと話をさせていただいております。

白砂川の府の管理エリアの中のどこにというのが、まだ具体的にはなっておりません。幾つかの絵はいただいておりますが、兩岸の関係もございまして、幾つかの候補ということを示していただいているのが現状でございます。

それから、おっしゃるとおり相楽東部広域にまたがる話でございます。和東町は先行されてかわまちづくりの支援事業をされました。笠置町もその協議会の中にオブザーバーとして参加をさせていただいておりますので、その進捗状況を十分把握しながら進めさせていただいております。

そして、御指摘のとおり、相楽東部未来づくりセンターがある程度音頭を取っていただき、指導をいただいて、進められているというのが経過でございますので、しっかりと連携をとらせていただき、これ笠置町だけでできるものじゃございませんので、広域的な立ち位置が必要でございますので、相楽東部未来づくりセンターのお力、そしてまたリーダーシップのもとに、この取り組みを進めさせていただきたい、そのように考えているところでござ

ざいます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

そういうことで、とにかく飛び石も橋も両方計画していくという考えでよろしいね。できるだけ実現するように。

だから、早いことこれ進めてもらわんと、いこいが待っているんです、いこいが。これができたら、いこいも解決しますよ。それぐらいの気持ちで町長、やってもらわないと。こんなええことばかり書いたって、これを前へ進めやんとあかんですよ。

これをいこいの指定管理が一応3月で終わりますので、サウンディングは先ほど議員の話に出ていましたけれども、やっていると。8社ほど来ているということなので、これ橋がつくとかなってきたら、余計来る事業者多いと思いますよ。

だから、そういうこと。それで、大体アンケートが国交省がやったんですよ、アンケート。そのときにどういうこと書いてあったかというたら、笠置のキャンプ場の道の整備とかそういうことを、それからカヌーの船着き場とかそういうのを整備して、そして和東町の木屋と連携をとって人を、カヌーの川遊びをにぎやかにやっていこうということでやっているんやから、和東は和東で勝手に先にやっているわ、笠置は前へ進んでないわ、それではいかんですよ、それは。そやから協調してやっていかんと、何でも。

そういうことを強く要望して、私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで西岡良祐君の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午後0時25分

再 開 午後1時28分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

2番議員、西昭夫君の発言を許します。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

通告に従って質問させていただきます。

まず、保育所について質問させていただきます。

保育所保育指針解説には、理念や目標に基づき、子供や保護者の状況及び地域の実情等を踏まえて行われるものとありますが、笠置保育所の理念、方向性等お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 西議員の御質問にお答えさせていただきます。

保育所につきましては、児童福祉法に基づく施設でございます。笠置保育所の理念といたしまして、一人一人の子供の最善の利益を考慮し、家庭や地域と連携しながら、心身ともに健やかに育てるということを理念にしております。

保育方針といたしまして4つございます。

まず1点目、擁護と教育が一体となった保育を通して、一人一人の子供が心身ともに健康で安全な生活を過ごせる環境を整える。2つ目に、保育士等がそれぞれの専門性を発揮しながら、保育の内容の質を高め充実させる。3つ目に、保護者とよりよい関係を築きながら子供の育ちを共感し合い、子育てを支える。4つ目に、子供の人権に配慮し、一人一人の人格を尊重しながら、愛情を持って子供とのかかわり、信頼関係を築くという方針で取り組んでいるところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

ありがとうございます。この前、保育所に通わせている保護者の方や関係者の方とちょっと勉強会を開きまして、今現実どういう、例えば考えていることとか要望とかあるか、いろいろ聞いてみたんですね。そうしたら、そこに何点か出てきました。

今、理念、方針聞いたんですけれども、保護者とのよい関係を築きというのが若干できていないかな、こういう問題、要望なりが出てきているのかなというふうには思ったんですけれども、4つほどありまして、例えば行事、給食、食育、あとはもう6カ月保育とかの話もいろいろ出てきたんですが、まず行事について質問します。

保護者の方からは、マンネリ化していませんか。さらに、要望は伝えたんだけど、それが活かされているかどうかわからないというのを言われていました。そういうことを行政として把握されているか、お聞きします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 西議員の御質問にお答えさせていただきます。

行事のマンネリ化についてなんですけれども、保育所は現在保育所独自の行事、また保護者会の行事、あと町主催のイベント等に参加しております。

議員言われるように、毎年同じような行事になっているのかなということも否めない現状なのかなと考えております。

また、保護者からの要望につきましては、保育所等を通じまして、定期的ではございませんけれども、役場のほうにかかってくると思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

保護者の方にも聞いて、実は保育所のほうにも話を聞きに行きまして、僕が個人的には感じたことなんですけれども、町内とか保育所内の行事というのを、もしかしたら、もしかしたらですよ、ちょっと多いのではないかと思います。うまいことやれば減らしたりとか、例えば園児を参加させる参加させへんというのをはっきり区別してもいいのかなと思います。それについては、やっぱり保育所、保護者、行政連携して自由に意見を交わせる場をつくるというのが一番いいのかなと。

確かに質問してはっきりした答えが出えへんのもよくわかっています。よくわかっています。なので、そういうまず場づくりというのを行政として指導されてはどうかと思うんですけれども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 西議員の御質問にお答えさせていただきます。

保育所の行事につきましては、町主催のイベント等にも多数参加させていただいております。それにつきましては、保育所内の行事だけじゃなく、町民の方にも楽しんでいただきたいということで参加させていただいているところでございますけれども、今後につきましては、保護者会との意見交換を十分しながら、よりよい行事ができるよう見直せるところは見直していけたらなと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西。ありがとうございます。

次、給食についてなんですけど、保護者の方から聞いたのでは、献立が偏っているのではないかとことやったんですけど、メニューで言えば、御飯と麺類が同時に出てくると。保育所に聞いたら、メニューも、献立もいろいろ考えてはいるんですけど、月に1回程度麺類と御飯が一緒になるときがある。そのときは御飯を減らしていますという回答があったんですけど、これは、聞くと栄養士は今ついていないらしいんですけど、栄養士をつけたら解決できるのか、別につけなくても解決できるのか、メニューふやしたりしてできるのか、その辺はどうお考えですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 西議員の御質問にお答えさせていただきます。

栄養士につきましては、保育所の設置基準では、必ず置かなければならないということにはなっておりません。ただ、先ほどおっしゃいましたメニューが偏っているとか、そのあたりにつきましても、おかしは常に2品提供させていただいてまして、なるべく偏りがないように、メニューは考えておるんですけども、栄養士が1人置くとなるとやっぱり費用等も必要になってまいります。笠置保育所の規模で常駐で栄養士を1人置くのがいいのかどうかということも含めて、今後の検討課題としたいなということで考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

栄養士を置くのに予算が要るなら、子供にかかる予算というのはもったいないとかと言っているあれではないので、もし必要なら予算化してもらいたいです。それと、保護者の懸念、例えばそういうメニューに関して懸念があるならば、一つ一つ取り除く努力をやっぱりしてもらいたいと思います。それは、担当課とやっぱり保育所が連携とってやってもらいたいと思います。これはもうお願いです。

これもちょっと答えが出にくいのもわかっているんですけども、次、食育について質問させていただきます。

今保護者の方から聞くと、収穫して調理を飛ばして食する。やっぱり収穫して調理して食べるまでが一連の食育やと思うんですが、そういうのも要望が出ているのを把握されているでしょうか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 西議員の御質問にお答えさせていただきます。

要望が出ているかどうかということなんですけれども、保育所長のほうから、保護者からクッキングのようなものができないのかなという意見があるということで聞いております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

僕も直接所長に聞きに行ったときは、やっぱり一番気にしておられたのが衛生面です。やっぱり調理になると、いろんな雑菌等で何か事故が起こるのがあってはならないということで、調理の部分飛ばしている、やらないで収穫、食のほうに持っていつているらしいので

すが、いろんなお子さんを持つ親の方に聞いたら、例えば調理して食べるということも簡単にできるのもあるみたいなんですよ、衛生面を気にせずに。例えば、例えばですよ。今思いついたのがホットケーキを焼いて食べるということも、調理して食べるになるんやったら、そういうのも取り入れてもらえたらありがたいと思うんですが、例えば前に資料としてお渡ししたんですが、ハウス食品が事業として食育事業というのをやっているんですね。保育所とハウス食品が連携して、これはカレーをつくるというのをやっているんですが、実際調理して食べるというのをやっているんです。例えばこういうのを取り入れて、保育所と相談してやってみるといいと思うんですけども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 西議員の御質問にお答えさせていただきます。

西議員今おっしゃられていましたように、現在保育所では野菜の栽培、それから収穫は行っております。収穫したものを給食で出して子供たちが食べるというような流れなんですけれども、収穫から調理までの間に簡単な、洗ったりですとか、豆御飯のときでしたら豆をむくとか、そういった簡単なことはしているんですけれども、本格的な調理はやはり衛生上の問題からやっていないというのが現状でございます。

ですので、今後につきましては、議員からいただきました資料ですとか、近隣の保育所の食育のやり方などを参考にしながら、また、感染症対策もしっかり考えて、よりよい食育が行えるように考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。最初の質問、行事、食育等々でございます。一番根底にあるのは、保護者と現場の保育所、行政というふうな三角関係が、若干正常に動いてへんというふうなところを危惧されている御質問が根底にあるんじゃないかというふうに思います。

行政としましては、やはり一義的には保護者会を通じてということになりますが、なかなか保護者会としても意見が統一できないようなところは、やはりもっとざっくばらんに意見交換できるような場の提供というのを、今後、保育所、町行政、町行政も保育所なんですけれども、そういう形で場の提供というのを考えて、今、議員から御提案いただいたものも含めて、全体の保育の質の向上をそういう意見の、現場と保護者とまずはそこで笠置町が何をできるのか、いや、ここはちょっと無理やろなというところを御認識いただいた中で、実現に向けて努力していきたいかなというふうに考えておりますので、どうぞ御理解よろしくお

願いたします。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

すみませんが、答えの出にくい質問ばかりで申しわけないですが、東課長が今答えてくれたので、ちょっとその続きで話させてもらいますが、確かに今若干連携がとれていないように思います。それはもう笠置全体やと思うんです。笠置全体が何かそんな空気に包まれているのかなと。まず、保育所からそういうこと、保育所、保護者からそういうのができたら一番いいのかなとは思いますが、僕はひとり者で子供もいないので、お前関係ないねんやろと言われるとちょっとつらいところがあるんですけれども、ただ、全くわからないから見えるところというのはやっぱりあるんですよ。

例えばこういうのかかわったので、例えばその肩書を外したというのは無理なのかもわかりません。保護者、保育所、行政という肩書を外してというのは無理なのかもわからないんですけれども、例えばもっとやんわりとする会議というのは今必要やと思うんですよ、笠置には。

この前、テレビでグーグル、みなさんも御存じのグーグル、何が一番イノベーションがあるというのをアンケートとったらいいんですよ。そうしたらやっぱり発言に安全性が担保される部署が一番イノベーションがある。というのは、発言に対して誰も否定しない、誰も責めないというのを。ゆるい、そのかわりまとめてはいかんあかんのですけれども、ゆるい会議、みんながいろんな意見、あの人がこう言うんやったら、私はこんな意見持ってんねん。ただ、それをあんなしょうもないわと言うんじゃなくて、それおもしろいな、1回それを考えましょうかという会議が一番いろんな意見が出ていいんですよ。

確かにこの保育に関しては、1本筋の通った理念、方針があってこそできることなんですけど、そういう意見をくっつけて、やってみて、あかんかったら要らんものは外していく、削っていく、また新しいものをつけていくというのをやっていくような話し合いができれば一番いいと思います。これは最後に言おうと思ってたんですけども、今言わせてもらいますけれども。

あとは6カ月保育の話が出たんです。今これ聞くと、予定があるらしいので、説明のほうで終わらせたいので、お願いできますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 西議員の御質問にお答えさせていただきます。

6カ月保育につきましては、来年度4月から6カ月保育が実施できるように、12月議会におきまして、6カ月保育に必要な設備等の補正予算を計上させていただき予定としております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

ちょっとこれ行政というか、担当課長だけに聞くというのも何なので、理事者としてこの対応とか、今後のこととかで、もし意見あれば、町長、副町長どちらでもいいんですけども。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 西議員の質問に答えさせていただきます。

来年度から6カ月保育が実施できるように、今取り組みを進めているところでございます。このことにつきましては、保護者の方からもこういう制度を立ち上げていただきたい、そういう要望もございました。

また、笠置町はどこにも負けない子育て支援を展開していきたい、そういう思いを持っておりますので、笠置町としてできるだけの子育て支援をしていきたい、そういう中で、6カ月保育を来年度から実施をしていく、そういう思いでございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

町長、ありがとうございます。町長、ずっと僕らも子供のときから世話になって、町長になってからも子育てのためにはいろいろやってくれてはると思うんですけども、今みたいに決断してもらえれば、物事が早く進むと思うので、よろしくお願いします。

ここで1つ、通告には載せていないんですけども、1つ言っているんですか。

これ調べていく間に、もしかしたらなんですけれども、送迎についても一応あったんですが、送迎については基本的には保護者がするということなので、質問からは外させていただきましたけれども、調べていく間に、今は時間によって町の循環バスを園児専用動かしていただいているんですけども、早朝保育をしたいけれども、そのときには送っていかなければいけないけれども、免許も車もないという保護者が出てくる可能性がちょっと見えてきたので、そのこともちょっと、今答えは要らないので、この先もしあったときに対応できるように想定して、ちょっといろんなことを考えておいてもらいたいなというのを一言ちょっと言って、この質問は終わって、次にいきたいと思えます。要望です。

次、集会所について、東部の集会所なんですけど、区からの要望がありまして、トイレ等の改修に費用がちょっとかかると。それをまちづくり事業補助金では対応し切れないので、そもそも集会所の設置条例で東部区は設置されています。それで、町のほうで改修等のほうを見てもらえないかと要望があったんですけども、その辺どうでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

集会所のトイレの改修ということで、町でやっていただけないかということですが、以前に町としても集会所のトイレの改修を検討したことがあったんですけど、既設の公共的施設に対して合併浄化槽を設置する補助金というのがなかったということもありまして、断念したというような経過がございます。

先ほど出ておりましたまちづくり事業補助金なんですけれども、これにつきましても、平成30年3月に要綱の改定をさせていただいて、その中で、区が実施される場合の集会所の集会施設の躯体部分であったりとか衛生部分の改修、補修に対しまして、補助金が使えるということで、その金額につきましても15万円から30万円までは全額を補助させていただく。それから、30万円からオーバーした部分につきましては、躯体部分については4分の3の補助をさせてもらって、最大250万円まで補助させてもらうというふうに拡充させてもらったところでございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

4分の3の補助というのは確かにありがたいんですが、設置条例で設置されているのは町内6地区あるうちの3つ、その中に東部区が入っているんですが、それならば、条例で設置しているならば、その辺は町が見るといえるのは当たり前といえれば当たり前ではないかと思うんですが、さっきまでみんなで話させてもうてたんですけども、確かにこれもちょっと答えが出にくい。さすがに答えが出にくいのは、これもわかっています。すみません。

なので、何か違う形で予算を見てもらえるという方向では動けないですか。どうですか。答えられないですかね。難しいですか。躯体とか必要な設備に関しては。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西議員の御質問にお答えいたします。

大変難しい御質問でして、ストレートな答えというのはなかなか出しにくいと思っております。

やはり1地域の集会所の位置づけということではなく、オール笠置町の中にとって、全町民に対してどういうふうな公益的な役割があるかというようなことが、ある程度はつきりするような、そういうものであれば、何か町の予算として支出するという、そういう名目も立つのかなと思います。

ただ、現在のところそういう集会所の役割に関して、オール笠置町の中でということではなかなか見出しにくいというのがありますので、今後の課題とさせていただきたいと、そのように思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

すみません、答えの出にくい質問ばかりで申しわけないですが、今後予測でも、町の人口は減っていくという予測ですが、特に各区でも格差は出てくると思います。人口の多い区、人口の少ない区、特に人口の少ない区からいきなり何もできなくなっていくというのは、僕も消防団をやっている、消防団が人数減っていくのを見ていて、それはもうある日突然やってくるんですね。

その対応も今後、来たから、わかったから、できないようになったから、何か対処するのではなくて、予測した上で、こうなったらこういう対処法がとれるというのも考えていくのも町の総合計画のうちに入れてもらえればありがたいと思うので、その辺もちょっと考えていってほしいと思います。

次の質問に移らせてもらいます。

東部区にあるサテライトオフィスについて、要望があったのはサテライトオフィスを避難場所に指定してもらえないかということです。なぜかと言うと、笠置で災害と言え、台風シーズンの台風による増水とかが考えられるんですが、今の集会所では若干低いんですね。今あるサテライトは高基礎になっていて、水に浸かりにくいという場所に立地しています。それで、建物内も畳のところがあったりか板張りとかがあって、高齢者の方も、ワンフロアにトイレも全部あるので使い勝手がいいと思います。

サテライトオフィスがつくられるときの東部区の説明会で、たしか集会所のようにも使えるというのを行政の側から言われたの覚えているんですが、避難場所として指定はできますか。どうでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、東部区地域におきましては、東部区の集会所が避難所というような形で緊急避難所ということで指定をさせていただいております。

今のお話ですと、サテライトオフィスを避難所にできるかということですが、やる場合でしたら、防災計画を変えることによって可能だというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

防災計画のほうもちょっと見ているんですけども、指定すればいいだけではないと思うんですよ。サテライトオフィスの設置条例のほうも、例えば緊急的に避難場所として使えるみたいな1行があればいいのかなと思うんですが、どうですか。防災計画だけでは済まないですよ。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

防災計画の変更とともに、御存じのとおりサテライトオフィスということですので、その場所については、部屋として時間貸しなり月貸し等させていただいているということもありますので、そういった要綱、条例等の調整というのは必要になってくるかと思えますし、現在、サテライトオフィスには電話や防災無線も設置されておられませんので、そこら辺も整備する必要があるのかなというふうには考えております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

できればそっちの方向で話進めていただきたいんですけども、いいですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

関係機関と調整させていただきながら、前向きにさせていただきたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

ありがとうございます。

質問はこれだけなんですけど、ちょっともう一つ要望があつて、もし災害があつて避難場所に避難したときに、病気や障害を持った人に対する避難マニュアルがあるのか、ないのか。あつたら、それは多分周知されていないと思うんですよ。もし、ないならつくっていただきたいし、あるならちょっと周知徹底のほうお願いしたいんですけども。ちょっと何かあ

るないでも答えてもらえればありがたいんですけども。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

マニュアルというのは多分なかったかと思しますので、ちょっと確認をさせていただいて、前向きにさせてもらいたいと思います。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

これは実は区の人からも言われたし、実は消防、僕も消防団で活動しているんですが、病気の方の避難というのも訓練の中には入っているんですが、その後の対応が全くわからないので、何でもかんでもマニュアルで済まそうというのはあれですが、ある程度の順番といふのかな、簡単なこういう順番で、こういうやり方で避難して、どういうケアをするといふのがあれば、よりわかりやすいと思うので、その辺要望として言っておきます。以上です。これで質問終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで西昭夫君の一般質問を終わります。

3番議員、向出健君の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

本日は質問通告として4項目上げさせていただいていますけれども、質問の効果等も検討した結果、一部割愛をさせていただくことを最初に述べておきます。御了承いただきたいと思ひます。

それでは、まず1つ目の問題として借家対策です。これは以前からずっと質問させていただいていますけれども、なかなか借家の確保が進まない中で、町も当然人口減少対策の一つとして大事な政策であり課題だということは認識されていると思ひますけれども、まずお聞きしたいのは、これまでのやり方ではなかなか進まない中で、今現在、新しい施策考えておられるのかどうか、その点お聞きしたいと思ひます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

借家の確保ということでございますが、新しい施策というものは現在ありません。今までやっております空き家バンクを進めていく。借家の活用方法といひますのも、移住・定住の方々が住まれるといひのも借家の活用方法でもありますし、また、町内の方が転居等で住ま

われるというのも1つの方法だと思います。一方、近ごろでしたら、借家を活用して店舗として創業、起業につなげていくということもございます。

行政が今現在やっておりますのは、移住・定住の施策としての空き家、家の確保というところでございますが、行政だけではなくて、今言ったような創業等の面から考えまして、役場だけでなく商工会、また雇用創造協議会、そういった関連の団体と協議しながら、いわゆる借家、家の借り上げというところに対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

実際にこの笠置町を気に入られて、住みたいということで借家に入りたいという方もそれなりにおられる中で、それに見合った形の借家の確保ができていないというのは確実だと思うんです。

それで、先ほどの別の議員の中での答弁でも、5件ほど空き家バンク、今2件ほど活用に向けて最終段階に入っているという話がありましたけれども、やはりなかなかまだまだ件数が少ないと。これではまだまだ十分な借家の確保ができていない状況やと思うんです。

そんな中で、従来の取り組みを進めていくのもいいんですが、それと並行してやっぱり新しい、もっと画期的な、もっと抜本的な施策というのを考えていかないと、なかなか年々の中で、空き家バンクだけでやっていたのでは、もう進まないのではないかと、そういうところでの質問をさせていただいているわけです。

新しいそういう施策を検討されているのか、今後考えていくのか、そういう点実際どうなのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。答弁をお願いします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

借家の確保、新しい方法ということでございますが、検討と申しますか、議員からも前お話がありましたように、借り上げ住宅という制度がお話もあり、私も勉強させていただきました。

制度的に町が借り上げて、修繕をしていく。そして何年後かにまたお返しする。そういった制度もあるということは認識しており、中身の借り上げ住宅の制度について確認はしてお

りますが、では、笠置町がすぐさまそこに対応していくかというところの話まではまだいってはおりません。

先ほど申しましたように、空き家の借家の進め方といたしましては、空き家バンクというものをもっと周知を徹底する。この4月に固定資産税の通知をするときに、空き家バンクの制度を通知したとかそういったところで、まずは空き家バンクというものをしっかり進めていくというのが、今日の前の課題というふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今、先ほど話もありましたけれども、お試し住宅というのもされているということですね。実際これが一時的に住んでいただいて、気に入っていただいたら、本格的に住んでいただくということでやっていると思うんですけれども、先ほど5件だけあって、今は2件ほど確定するかどうかというところになっているわけですね。残り3件しかない。お試し住宅は一方でやりながら、実際住もうとなったときには3件しかないという状況では、なかなか取り組みとして進んでいかないんじゃないかと。

特に順序が逆なんじゃないかなと思うんですよ。やはり借家がある程度これぐらいは確保してからというところで、本来はお試し住宅を次の段階へ進めていくものじゃないかというふうに思うんです。

その中で、実際に空き家バンク登録、努力はされているとは思いますが、実際なかなか進まない中で、借り上げ住宅の勉強はさせていただいたという御答弁いただいていますけれども、実際、全国でもそういうことをやっているまちというのは実際に存在しているわけです。国のほうの補助金がつく制度なんかもあって、もちろん条件もあって、実際笠置町に補助金がつくかどうかというのはやってみないとわかりませんが、そこまで具体的に進んでいかないとなかなかできないのではないかと。このことを指摘しているわけですね。

空き家バンク登録は、それはそれでしっかり進めていけばいいと思うんです。要するに並行してもう今できそうな制度、実際全国の事例がありますから、その事例に学んで、これはもうやれるものはやるんだというところまでもっといかないといけないと思います。テンポが遅過ぎるんじゃないかというふうに思うわけです。その点について、もう一度どうお考えなのか答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさ

させていただきます。

テンポが遅い早いもちろんございます。先ほど来申しますように、まず今笠置町のほうでは移住・定住の促進というところで空き家の確保、いわゆる空き家バンクという制度を進めております。

それ以外にも空き家というものの活用、年々ふえていく空き家の活用方策といたしまして、1つは借り上げ住宅というのも1つの制度というふうに考えております。それを実施する、しないというに当たりましては、庁舎内手続等もございますので、今すぐするという答弁はなかなかできませんが、今後検討させていただきたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

町長なられてから3年半ほどなっているわけです。その以前からも当然人口減少の問題とか、課題だというのは当然意識されていたと思うんです。その中でまだこの段階ということですから、やっぱりテンポが遅いのではないかというのはどうしても感じる場所なんです。

全国でいきますと、以前も紹介させていただきましたけれども、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局の移住・定住施策の好事例集というのが、第1段というのが平成29年12月ということでもとめられているわけです。

その中では、高知県梶原町では借り上げ住宅とリフォームを行っている。リフォームは設計費、管理費込みで上限770万円ということで、国、県、町それぞれが負担するというところでやっているという事例があるわけです。

宮崎県綾町でも、空き家の有効活用と定住の促進を目的として、所有者の方から5年間借り受け、リニューアルをすると。上限額は、これは250万円ということで行っていると。町有の住宅として移住者などに貸し出して、5年後に所有者に返還するというような制度を行っている。

例えば高知県四万十町でも平成26年からということで、空き家を借り上げて水回りなどをリフォームした上で、移住者への賃貸を行う事業をやっていると。これが大体平成27年とか28年と、既に三、四年以上前から実施されているわけです。

そんな中で、町もどうかということで、もっとテンポを上げて実際具体的に踏み出すようにしていただきたいと言っているわけです。

実際、これらの町では実績を上げているという中で、本当に大事な課題だということであれば、そこまで踏み出していただきたい。そこで、町長としての決意、率先して本当に具体

的に進めていくんだということがどうなのか、そのことについて答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 向出議員の質問にお答えをさせていただきます。

今、全国におけます移住・定住の好事例を今発言いただきました。笠置町といたしましては、まだ借り上げ住宅のそういう制度を行っていないわけでございますけれども、笠置町にとりまして、人口減少を防いでいく、その上でやはり移住・定住を充実させていく、そういうのが大きな課題となっております。

今提案をいただきました借り上げ住宅につきましても、先進地の事例をちょっと学ばせていただきまして、笠置町としてどういうふうな取り組みを展開していけるのか、その辺は検討をさせていただきたい、そのように思います。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほど紹介しました高知県梶原町では、町の投資額を回収できる額の家賃を設定するというふうにあるわけです。当然かけたお金をただ出すだけではなくて、ちゃんと回収していくと。そして、移住の方がふえれば、当然税収というのもふえてきますし、そういう意義のある取り組みだということで、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

それで、先ほど空き家バンク登録の話が出ましたので、少し触れたいと思いますけれども、以前、南部区区長とともに協力をしながら空き家の調査をされたと。それが、正確な数字ではありませんが、約60件ほどあるというふうにお聞きしています。

その中で、なかなか実際には1件1件に所有者の方に当たって、全て把握できているかといったらそうではないというふうにお聞きしていますけれども、今後の取り組みとして、どうやってその1件1件丁寧に当たっていくか、せっきく活用の可能性があるものですから、その取り組みについて答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど御質問のありました、今町のほうが調査して一応台帳として抑えております件数につきましては、もう二、三年はたっております。随時更新等はしておりますが、再度見直す必要があるというふうを考えております。

その建物でございますが、もう既に誰も住んでおられない家、また、一時的に帰ってこら

れるおうち、そういった方のおうちを全てピックアップしております。町の職員だけではなく、なかなかその生活実態等がわからないところがあります。そういった面で、先日来区長会の中でもお話をさせていただきましたけれども、区のことについて十分周知しておられます区の役員の方々、そういった方々とまず一緒に協力していただいて、その家の実態をもう少し掘り下げまして家の状況を確認する。そこで、連絡先等がわかりましたら、空き家バンクへの登録というところの話につなげていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

調査費もつけて調査されたせつかくの空き家情報ですから、1件1件当たって行って、活用していくというのが大事だと思います。区のほうの役員の方の御協力も要ることですから、なかなか町だけでできることではないですが、本当にしっかり進めていっていただきたいと思います。

そうしましたら、借家対策の問題についてはこれに終わりにしまして、次の2つ目のいこいの館の問題について質問させていただきます。

従来、また先ほど来からいこいの館、たびたび上げられていますが、基本的な立場、町長としてのいこいの館の意義について、まずお尋ねをしていきたいと思います。

いこいの館、当然過去から赤字が続いており、たびたび税金を投入して運営をずっとやってきました。そこで、端的にお聞きしたいんですけども、このいこいの館、観光の核、拠点である、目玉にしていくんだと、そして、住民の皆さんが喜んでいただく施設にしていくんだというような答弁がたびたびあったかと思いますが、実際にいこいの館、これだけのお金をかけて運営をして存続することによって、住民の方にはどういった利益があると、どういった利益が出ているというふうに町長としては認識をされているのか、まずお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 向出議員の質問にお答えをいたします。

いこいの館におきまして、町民の方にどのような役割を果たしてきたかということでございます。第一義的にはやはり健康を提供できたということでございますし、また、おたっしやくらぶや、またいろんな高齢者の団体の方々が部屋を利用され、そういうコミュニティーの場として使っていただいた。そういうことにつきまして、いこいの館の果たすべき役割は十分果たしてきたと、私は感じております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

一般的に言えば、当然血行がよくなったり、外へ出かける機会になったりとか、そういう意義がある、福祉的な意義があるということはもちろん言える可能性はあると思うんです。

ところが、実際住民の方の利用というのは1割ほどだという中で、そうしたら、町長がそう言われるのであれば、やっぱりそれに見合った施策、どうやって住民の方の利用を上げていって、健康促進につなげていくかと、その政策がやっぱり届いていない、足りていないんじゃないかというふうに思うんです。

そういうことをしっかりやっていただきたいということがあるわけです。理念としてはいろいろ言われますけれども、それにやっぱりつながっていく施策が乏しい、なかなか見えてこない、これがやっぱり大きな問題だと思うんです。

だからこそ、そこを意識していただきたいということで、まず確認をさせていただきましたけれども、特に観光の核とよく言われるんですが、例えばボルダリング、カヌー、キャンプ場等々あるわけですね。そんな中で、先ほど経済効果も少し言われましたけれども、いこいの館があることによって、それがどれだけ下支えされたり、そのことによって、今ちょっと店も、喫茶店も郵便局の横にできたり、駅前のお店もありますけれども、こういったところにお金を使っていただくようにつながっているのか、使ったお金に見合ったような効果が出ているのか、やっぱり検討しないと、施策として具体的なものが出せないと思うんです。

先ほど来から具体的な経済効果等はなかなか回答ができないと。7万人ほどの利用でお客さんが1日使う単価を掛けて、大体これぐらいだろうというのはあると思うんですが、しかし一方で、当然税金を投入していますから、売り上げだけで見ているだけで、それに一体どれだけ使ったのかと、本当に見合っているのかというのは材料の一つだと思うんです。そこがないと。

そこについては、町長としてはどうお考えなのか、そういう数字の話ではないというふうにお考えなのか、その点ちょっとお聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館、ただいま温浴と飲食の部は休業をしております。そういう中におきまして、それらの再開に向けまして、いろんな町民の方のアンケートなどを踏まえて、再開に向けて今取り組んでおるところでございます。

いこいの館の果たす役割とありますが、それはやはりあそこは、私は観光のハブとして位置づけをさせていただいております。一応笠置に来町された方がやはりいこいの館を来られた方、帰られるときにはあそこに寄っていただいて笠置の情報、また、お風呂に入っていたり、また、食事をしていただいたり、いろんな情報を収集していただける、そのような観光のハブとしての機能を私は十分果たしてきたと思っておりますし、今後の再開に当たりましても、そういうふうな機能も十分果たしていく、そのような形を築き上げていきたい、そういうふうを考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

過去からたびたび聞いていますが、やっぱりかなり抽象的な話だと思うんです。

観光といった場合に、例えば大都市圏であれば、観光事業をすることによって周辺のお店が潤って、売り上げの下支えにはっきりなっていると。だから、こういうイベントを打ったり、こういうことをしようかと、こういう店舗をやることで、お客さんがたくさん来て、お金をたくさんつかっていただいて、経済効果がはっきり出ているというのが観光政策だと思うんです。

今だと、何かお客さんが来ていただくということが目的になっていて、その後のじゃ実際どういう、もちろんお金だけの問題ではなくて、住民、町民にとってどういう利益があるのか、どういう利益がもたらされているのかということをもっと意識的にしないと、観光の目玉、観光のハブだと言っていますが、それと見合っていないというふうには考えるわけです。

私自身は、例えば鉄道1つとっても、大分利用客が減っている中で、やっぱり温泉、鉄道を利用して来られる方はいると思うんです。例えばその鉄道の利用の促進になっている面はあるんだろうと。だけれども、これも数字でつかんでいくことによって、実際これだけのお金かけてそういう効果を出すのは意義があるのかとかいうふうには検討にはなってくるんです。

余りにも効果が少ない、もしくはかけている費用に対しての費用対効果で考えると、違う政策を打ったほうがいいのではないかと。数字がわかれば出てくると思うんです。直接例えば利用券を発行するとか、ほかのほうが率はいいのではないかと。

だから、そういう意味で、やっぱり本当に観光の核だと、温泉をやることが一番これだけのお金をかけて効果があるというふうにするためには、そういった情報を収集されてやっていかないといけないのではないかとというふうに常々以前から思っているわけですが、そういう調査というのが相当困難なんではないでしょうか。そこがちょっとよくわからないんですが、

アンケートをとるといふ形以外ではなかなか難しい面はあろうかと思うんです。もちろん駅前立っていただいて、カウントして、温泉のほうに入った数とか、今は一時的な休業をされていますから無理ですが、そういった調査等もされて、できないものなのだろうかなど。観光の政策、ハブだという割にはそういったところが弱過ぎるのではないかなど。町長として、やっぱりきちっとした施策を立てていくためにも、必要なことではないかなというふう思うんですが、そのあたりについてどうお考えか、答弁をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

単にいこいの館のことだけではなく、町の産業振興、あるいは観光振興にとって、どのようなところにマーケット、あるいはニーズがあるのか、しっかりしたやはり調査をもとに施策を企画、立案していく、それは当然のことでございます。現在、十分そこができていないというのが実態としてございます。

今後、先ほども議論ございましたけれども、地方創生の総合戦略の策定、そして、それに続きます町の総合計画策定の中では、しっかりリサーチし、また、住民の声も聞きながら、それをさせていただくというのは当然だというふうに認識をしております。

また、十分かどうかということはあるのでございますけれども、町の商工会が観光笠置と共同で笠置町観光入り込み客アンケート調査をされ、その報告書も出ておりますし、そういった中から、キャンプ場に来られたお客様のどの程度がいこいの館に行っておられるのか、他のところに行っておられるのか、その観光動向といったものもある程度見えてきております。

と同時に、現在休業しておりますいこいの館の温浴施設、あるいは飲食施設といった、そういったものに対して、来場者が、あるいは来町者がどのように思いを持っておられるのか。例えば町が行います、あるいは府が行います笠置町でのイベントに際しまして、アンケート調査も随時させていただいているというのが実態でございます。断片的な調査ではありますけれども、積み上げていけばかなりの数になるというところもございますので、町民アンケートとともに、そういった声も参考にさせていただきながら、今後の施策の企画、立案、実施に向けて取り組んでまいりたいと、そういうふう考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

なかなかはっきりとした形の答弁がもらえないので、ちょっと次にいきたいんですが、今

回、温泉部門と食部門休業ということになりましたけれども、営業されているそういう方、団体等について、事前に連絡をされて御意見等もお聞きをしたのかどうか、その点確認したいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館に入られておられました業者におきましては、町との直接的なつながりはございませんでした。指定管理業者さんとのつながりを持って商売をしていただいております。そういう現状を踏まえまして、そういう撤退をされるに当たりまして、町からの聞き取りや御意見そういうことは伺ってはおりません。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほど答弁で、皆さんが幸せといいますか、喜んでいただけるようにということではなかったと思うんです。そんな中で、営業されているそういう団体、実際お聞きした声もあるわけですけれども、やっぱり温泉というものを当てにして、いろいろ組んでいる場合もあると。しかし、事前に話がないというところも言われている方も実際おられたわけです。

もちろん撤退自体の話は業者のほうから言われたことですが、その後、実際に町営でもとりあえずの最低限の温泉だけでも開けるとかいう対応をしなかったという中で、そういう丁寧な対応ですね、もちろん最終決断はどうなっているかわかりませんが、やっぱり関係団体等、先ほど言われた皆さんが喜んでいただけるということでは、ちゃんと聞いてやっぱり進めていくべきじゃなかったのかと。進め方にやっぱり問題があるのではないかと。町だけの発想で休業されたとすれば、やっぱりそれは進め方としてまずかったのではないかと、ここを起因しているわけです。町長としては、そのあたりについてはどうお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館温浴部分と飲食の部分休業しております。その休業するに当たりまして、温浴部分だけでも町直営ではできないか、そういう検討をいたしました。検討した結果、やはり大きなコストがかかってくるということで、直営では困難という判断をいたしまして、やむなく休業をいたしたところでございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

大きなコストというふうに言われましたけれども、以前から1,800万円投入したりと

か、2,400万円の委託料というものを払ったり、今回のところでいくと、指定管理料という形で1,200万円払ってきたと。実際には1,000万円ぐらいのマイナスがありますから、やっぱり2,400万円ぐらいはかかるんだろうと言うところで、赤字でも出してきたわけですね。

それは、やっぱり存続している、経営しているということが町長として意義がある、意味があるからということだったと思うんです。一時的という前提だとしても、やっぱり閉まるという期間ができるというのは、それではやっぱり矛盾していることではないのかなと。そしたら、何のために今までお金をかけたのかと。これまで赤字が出てもお金かけて大事だからとやったのに、今回はお金がかかるからやりませんというのでは、ちょっと話が合わないのではないのかなと。

実際温泉が閉まって困る方、実際来られて、ああ閉まっているのかという方、何人かお見かけしましたけれども、そことの整合性がないように感じるわけです。そこはどうなっているんでしょうか。どういうふうにお考えになったのか。もうこれ以上お金をかけられないというのが大前提にもうなっていると。一切税金は投入しないと、確固たる決意をされているということですか。そのあたりをお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 温浴部分につきまして、笠置町の団体の方にも温浴を何とか見てもらえませんかという、そういうお願いもしたわけでございますけれども、それもかないませんでした。

今まで赤字が続いていたのに、なぜ温浴を休業されたということでございますけれども、そのコストについて、町民の皆さん初め、皆さんからのそういうコストにつきまして御理解をいただける、そのような状況ではなかったと、そのように判断をいたしました。そういう中でやむなく休業をしたところでございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

この話ばかりしているのもという思いはあるんですけども、例えば今実際にゲートボール場、ボルダリング、そして機械、ボイラー等の設備、そして清掃ということでお二人雇っているわけですね。それまでも温泉を沸かす関係の方雇われていたと思うんです。その方に声をかけて温泉だけでもできたのではないかなというふうに思ったわけです。それができなかったというのはなぜなのかと。

先ほどコストがかかるからしないのか、先ほど別の団体の方に頼んだら断られたという話もされましたけれども、そのあたりですね。要するに今後ですけれども、民間に売却をしていくか、長期指定管理料ゼロという形でやっていくか、そういう形で、基本的に持ち出しをしない形で、民間のほうに経営をやっていくという方向で進んでいるというふうには思うわけですが、実際、今まで過去にも業者に任せたときには赤字が出ないように、黒字化を目指してということで、そして税金も投入しませんという答弁も何度かあった中で、実際出してきたわけですね。

民間ができるといっても、それは民間の経営の判断なので、実際失敗する可能性というのでも視野に入れていかないといけないと思うわけです。それでも続けるのかというぐらいこのいこいの館の存続意義というのを、やっぱりきちっと持たれなかったらまずいのではないかと。どんどん税金だけとにかく投入をしているような形になってしまうのではないかとということなんです。

これまでも赤字補填をしないと行って出したことが、経緯が何度もあるわけです。住民の方の税金ですから、やっぱり正確に情報はお伝えしないといけないと思うんです。

今後続けていくには一定の費用はやっぱりかかってくるのではないかとこの前提のもとで、それでもいこいの館というのはどういう意義があるのかという立場でやられるのが、本筋じゃないかなと。民間がもう全部やってくれるのが一番、もちろん町の持ち出しなくうまく運営いけば一番いいとは思いますが、それを前提として当てにして進めていくというやり方、大変危険なんじゃないかなというふうを考えるわけです。もしうまくいかなかったとしても、それはやはり町として大事な施設だから、お金が一定かかる可能性も含めて視野に入れておかなければいけないのではないかとこのふうにはちょっと考えるわけです。

もちろん一番いい方法をとるために、民間にやっていただいて、全て持ち出しがなくなりましたという結果が一番いいのは明らかなので、それはそれでいいんですが、そのあたりも含めて考えていただきたいと思うわけです。

そこで、町長、その点についてはどうなのか、お考えを聞かせていただきたいと思います。
議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 町といたしましては、税金を投入しなくてもいい、そのようにいこいの館のあり方を今模索しているところでございます。

今、向出議員が言われましたように、それは完全になくなるのか、そういうことにおきましては、はっきり申し上げることはできませんけれども、皆さんが理解をしていただけるそ

ういう範囲のものも発生するかな、そういうふうには考えております。

今、いろんな形で興味を持っていただいている方、企業がいろんな見学に来られたり、説明を求めに来られたりしております。そういう中で、すごく町にとりましてありがたいお話もいただいておりますのが事実でございます。

そういうことにおきまして、笠置町にとりまして最善のいこいの館のあり方を築き上げていきたい、そのように考えておるところでございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

過去も要するに民間に任せるときも期待をされて、今回も期待をされたと思うんです。だけれども、やっぱり難しかったと。経営が難しかった。結果としてはそうなったわけですね。頼む前はもしかしたらうまくいくんじゃないか、もしかしたら改善いただけるんじゃないかというふうに期待があったけれども、結果はうまくいかなかったと。

それは、やはりなかなか需要がないのではないのかと。かけるコストに対してそれだけの利益を上げるのは、もうほぼ無理なんだということが見えているのではないかというふうに思うんです。

次の民間ができると言っても、もしかしたら経営状況がなかなかうまく改善されないということも、普通は念頭に置かなければいけない、そういう状況がずっと続いてきたと思うんです。現実としてはそうだと思うんです。そんな中で、最初から費用がかからないことを大前提として進めてしまえば、だめになったときは、では、もう閉鎖なのかどうなのかということも出てくるわけです。

そういう形で、例えば今回業者に委託するにしても、要望として上がっているのが、課題として上がっているのが、施設が老朽化してきているというところで、ここで修繕の費用をかけて、結局またうまくいかずに潰れたとなれば、それこそ税金の無駄遣いになってしまうわけです。

だからこそ、どういう場合でも、どういう意味があって、そして費用が一定かかるという前提のもとで、念頭に置きながら、やはりやるべきなんじゃないかと。そうでなければ、また事実と違う、状況が変わって、最初の説明と違うという状況が生まれかねないと思うんです。だからこそ、そういうことをちゃんと念頭に置いていただきたいというふうに思うんです。

これ以上、このことについても明確な答弁は期待できませんので、この点については置き

ますが、ぜひちょっと頭には入れておいていただきたいと思います。

それで、先ほどから出ている指定管理料の返還の問題、少し取り上げたいと思います。

先ほどはちょっと調べたいことがあるので、調べさせていただいてからという話でしたが、まずお聞きしたいのは、返還については業者に対して請求をされているのかどうか、まず確認をしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

指定管理者に対しまして指定管理、いわゆる撤退申し入れされて、取り消しをするという判断をした段階で、口頭で指定管理料残りの700万円を返還していただきますということを明確に申し上げました。

ただ、具体的に書面による請求行為はまだできておりませんので、手続的にはこれからでございますけれども、明確にこちらから返還をしていただきたいと思いますということで申し上げております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

当然期限の途中で撤退していますし、いろんな清算と関係なくやはり返還は直ちに求めるのが筋だと思いますので、直ちに書面等で正式に手続も入られて、返還をしていただくように求めて、私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで向出健君の一般質問を終わります。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午後2時44分

再 開 午後2時58分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

4番議員、田中良三君の発言を許します。田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

災害の浸水深についてお聞きします。

淀川河川事務所がつむぎてらす1.7メートル、振興会館3.8メートルで出ていますが、その出た基準となるものと、それで1つ、つむぎてらす1.7メートルで振興会館が3.8メートルやったら、ちょっとおかしいんじゃないですかと思うんですけれども、私だ

け違って町民の人も振興会館が3.8メートルやったらつむぎてらすなんてつかって不思議なことないの違うのというて、全部言わはんですけれども、これ2つお聞きします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

田中議員言われております淀川河川事務所が実施されました淀川水災害に強い地域づくり推進業務の一環ということで、まるごとまちごとハザードマップの新設設置ということでされております。

議員おっしゃったように、つむぎてらすが1.7メートル、産業振興会館が3.8メートルということで、木津川が氾濫すると、それぐらい浸水する可能性があるということで、設置されております。それにつきましては、基準といいますか、想定し得る内容がございまして、想定し得る最大規模の雨の量ですと、枚方の上流域では1日24時間で360ミリを想定されております。

それから、議員おっしゃったように、つむぎてらすのほうがつかったら深くなるのではないということなんですが、それにつきましては、国のほうで航空レーザー測量をされて、詳細な地番情報をもとに設定されたというふうに聞いております。

（「産業振興会館が3メートル80あって、つむぎてらす1.7メートルなのか、課長の答えちょっとおかしい。もう一回教えて。」という者あり）

総務財政課長（岩崎久敏君） 失礼しました。なぜつむぎてらす1.7メートルか、それから産業振興会館が3.8メートルかといいますと、整備局のほうで航空レーザー測量をされて、地盤高ですね、土地の高さであったりとかいろいろなものを検討された中、つむぎは1.7メートル、産業振興会館が3.8メートルというふうに設定されたというふうに聞いております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

今の話聞いていたら、何かややこしいなと思うんですよ。振興会館が3.8メートルやったらつむぎてらす、いこいの館あたりの1階あたりつかっても不思議なことない。どこか水飲むところがあるかどうかという話じゃないですよ。浸水域24時間の360ミリのときの算定で淀川河川事務所が出したという話ですけれども、そやけど、普通で考えたら、振興会館の3.8メートルというたら、笠置の南のところある程度水没しても不思議なことないんじゃないですかと思うんですよ。

それは町民の人も、つむぎてらすの1.7メートルは何も言わはらへんけれども、この振興会館の3.8メートルは、ここまで来たらうちら水没すると言われる、これを私が聞きたいんです。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問ですが、今現在私が持ち得る内容ですと、地盤情報を細かく精微に取得した内容をもとに設定されたということですので、また議員が疑問を持たれておる内容につきまして、また改めてちょっと確認したいというふうに思います。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） また、今、内容をもとにとか言わはったけれども、これ見ている人は笠置町の南の人らあたりやったら、これやっぱり言わはるんですよ。下手なこと言うたら、3.8メートルまで来たらうちらつかっても不思議なことないのに、つむぎてらすの1.7メートルやったらまだちょっと出ているがなと言うて、こんな不思議な話ないから、また淀川河川事務所に聞いてでも、また返答もらえますか。

それに対して、災害に対しての笠置町合同訓練とかやはらるつもりはないですか。というのは、西部区は11月にやると聞いたんですけれども、笠置町の合同訓練、町長にこれは聞こう。

議長（杉岡義信君） やる気がないとか、あるかと聞いてはんねん、どうすんねや。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えします。

笠置町の合同避難訓練を実施すべきではないかということで、御指摘のとおり現在はできておりません。やはりこういった災害等、いつ何時起こるかもしれないということもありまして、また、関係団体等と調整を図りながら、実施に向けてちょっと検討したいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

私、聞き及びましたけれども、西部区だけ違って、ほかの区も全部防災訓練やはらるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

他の区でもそういった避難訓練やっているかということなんですけれども、聞いたところによると、南笠置区さんとかでしたら、消防団と一緒にやって避難訓練といいますか、消火訓練をされているというふうにも聞いたりします。

私が先ほど答えさせてもらったのが、町全体というような形では実施できておりませんでしたので、それにつきましては、関係団体と調整させていただけたらと思っております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

続きまして、振興会館にある教育委員会の図書館についてお聞きします。何か広げたらいいというもの違って、何か圧迫感あり過ぎて、目隠しされたやつをほかの場所をちょっと考えるということではできないんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

振興会館、今まで広々した空間でございましたが、書架が配置されたことにより、また本も入ったことによって、やはり圧迫感というのは、どうしても今までと比べると感じてしまうと思います。

教育委員会に確認しましたところ、喫茶のコーナーと図書のコーナーと、そこを少し間仕切るという意味もありまして、喫茶のコーナーの背中のところは壁といいますか、そういうふうな感じになっております。

今後、運用していく中で、また配置等の変更があれば、順次教育委員会と相談をさせていただきますが、今現在あの配置が適切だということで、教育委員会のほうで書架の配置を行いましたので、ちょっとしばらくはそのままの形で運用していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

続きまして、いこいの館のデイサービスについてお聞きします。

このデイサービスの契約、令和元年5月1日からやってはりますけれども、そのときのやつは時間割りとか面積割りで金額、いろんな水道光熱費算出されていますわね。これ9月になったら、デイサービスの使う水道光熱費の割合とはどれぐらいのものですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの御質問の内容についてお答えさせていただきます。

9月からどれぐらいを見込んでいるかというふうな予測なり、予見の話になるんですけども、実際の話は、その予測を立てていない状態でございます、翌月支払いになっておりますので、9月の実績を見て、遡及して10月にデイサービスと契約協議に入って、早急に変更契約を結びたいというふうに考えております。

議員おっしゃった最初の今の契約なんですが、それはことし5月から償却資産の分がなくなりましたので、デイさんとしての負担金がなくなりましたので、その分の契約で、今の最新の契約内容が今お手持ちの契約書になります。

そこから、先ほど言われましたように今温泉供給はとまった。これについては灯油なり温泉使用料なりの変更が生じます。そういうことも含めまして、全体の変更契約を早急に実績を見てさせていただきたい。なかなか予測と予見が難しい中ですので、そういうことで予定をしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

最後に町長にお聞きを。今、私聞いたこと、まだ9月のあれやさかい結果わからんという言うてはりますけれども、これまた、例えば割合とか出たら、伊左治医院とデイサービスの契約の改正はしはる余地はあるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、東課長から答弁をいたしましたように、9月の実績を見させていただきまして、契約の変更が必要な場合については、契約を変更させていただきたい、そういうふうに考えています。

議長（杉岡義信君） これで田中良三君の一般質問を終わります。

続きまして、5番議員、大倉博君の発言を許します。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、質問させていただきます。

7月13日に、新聞社の名前言ってもいいと思うんですけども、京都新聞の1面に地方創生と安倍政治で大きく載りました。私、これ人に聞いたときに山城版か京都版か思ったら、探していたらなかったので、見たら1面に、要するに地方創生のお金の使い方が笠置町が下手というか、とり方がよくとられて、副町長もコメントされておりますけれども、要するに、

地方創生の予算約7億円、新聞報道ではね、そのうち副町長は半分返したと報道されております。

本当に笠置町は、私も当初この地方創生で京都府に全国でどれだけ予算が取っているのか、各市町村の、これ50ページなので、京都府が真ん中で、その下が大阪、下が滋賀県なんですけれども、それらを見ていたら、笠置町がこの人口とか、人口関係なしに、地方創生で本当予算が取れますが、構わないんですけれども、例えば村の場合でしたら、道の駅を拠点、道をつくるということで7,500万円取っておられます、当初。その後は知りませんよ。

そのときと同じように、笠置町は笠置よみがえりで6,000万円超えたお金を要求されております。そのほかずっと平成27年、28年、29年ずっとあって7億円になったと思うんですけれども、私もこれを京都府に行ってもらったときに、本当にこれ当初で6,000万円であとずっと続けて使えるのか、どういう使い方されるのかということを危惧したんですよ。

そうすると、やはり新聞報道で、これも有名らしいですけれども、笠置はこういうことということで、副町長は答弁されています。本当に副町長、この現実をどう思われますか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

京都新聞社さんの取材に応じまして、7月13日にその記事が出ました。私が地方創生の予算全体の見直しをさせていただいたのは、平成29年4月1日に私が笠置町にお世話になった、その時点からなんです、実を言いますと、その少し前に現在の西村町長のほうから、実は笠置町のほうで地方創生で大変困っている。実はその大きな予算を内示いただき、そしてそれを執行しなければならない。その効果、あるいは体制、いろいろと28年度見てきた中で、今後これらに関して大変危惧しているというような話があり、ぜひ整理をしてほしいと。どういうふうに整理するかに関しては、私のほうに任すということでありましたので、一旦私のほうで預らせていただきまして総額を見させていただきました。

当然この総合戦略の全期間を通してのことですので、私が就任をさせていただいた29年度までのことに関しては、実はもう執行されていて、どないもしようがなかった。また、28年度事業で繰り越しがあつて、29年度に事業実施され、既に予算化されているものに関しては、とめようがなかったという実態があるわけですので、その後のことについて、まだ予算化されていないものに関しましては、これはやはりやるべきかやるべきでないかというのを慎重に検討させていただき、新聞報道にあるように、かなりの金

額を辞退させていただき、返上させていただいたというのが実態でございます。

そして、地方創生の今年度第1期の最終年度に当たりまして、やはり先ほど来P D C Aサイクルと言われるものをしっかりとということでおっしゃっておられるように、私どもが計画を立て内示をしたものが、こういった形で出てきたのかというものをもう一度よく検証しないと、同じ過ちをやはり繰り返すんじゃないかと。戦略をしっかりと持って、本当に真に必要な、この笠置の人口がこれから減少していく、超高齢化社会に向けて、地方創生がどのような役割を果たすのか、そしてそれが牽引力となって、総合計画の各種施策がどう進行していくのかということをしっかり見きわめてやっていく必要があると、改めて認識した次第でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

副町長、この半分近く返した主な点だけ、1点だけでも何か思い当たるやつあったら、どんなことを返したというのをちょっとすみませんけれどもお願いできますか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 主なものの例示をということでございまして、例示が適当なのかどうかあるんですけども、先ほどから少し議論になっておりました実は植村邸に関しまして、その植村邸の整備といったものが、実は内示の中に上がっておりました。到底これはできないだろうということで、町の財産にはなっていますけれども、それを整備して活用を図っていくというのは予算的な面、あるいは立地条件等を考え、活用できるかどうかを考えたところ、やはりこれは到底困難であるということで、府と協議し、国のほうにこれに関しましては、事業化できないということでお返ししたというふうなことがございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

ということは、植村邸の部分を返したということは、修理とかそういうような予算も全部できないということですね。先ほど松本議員が質問されたけれども、植村邸のことを。私も前にこれ何遍も質問しています。イノシシ入って、瓦も落ちています、といも落ちています、木が覆いかぶさっています。

これをどうするのかと。そうしたら、当時町長は、駐車場はと言うたら、駐車場3台とまるところあるとかおっしゃって、本当にとまるのかなと思って、私も思ったんですよ。あれ本

当にもう今さら返すということもできないと思うんですけども、町長、本当にこれ町の財産になっているの、これを本当に修理とかして、例えば誰か入ってもらおうとか、売り渡すとか、そういうことをしなければ、結局もし壊すとなれば、また300万円要るのか、いくらか要りますよ。これ、町長、どうされますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 植村邸につきましては、といが落ちていたり、瓦が落ちている部分がありまして、周辺は草木が生い茂っている、そういう状況でございます。町といたしましては、近隣の方の住んでおられる方もございますので、当面最低限における整理を当面していきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

この質問は1つも出ていなかったもので、副町長が答えていただいたんですけども。

次に、町長、この新聞記事見られて、町長として、まずこの予算を申請されたこと、町の人材でこれが処理できるとか、まずそういうことを思われたんですか。こういう予算をもらって、今の笠置町の人材でできると思われて申請されたんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私、町長に就任させていただきましたのは平成28年4月でございます。初登庁させていただいた日が4月3日で、はっきり覚えております。その日に担当課長のほうから笠置町におきます地方創生事業の一覧表を見させていただきました。3月の末に国からの内示があったということで、私に知らせていただきました。そのことにつきまして、私が申請したのではなく、私がその事業を引き継いだという、そういう形で28年度から取り組ませていただいた、そういう経過でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、引き継いだのは1年間だけでしょう。28年度から町長やっているから、予算を執行とか、申請されているんですよ、その以降29年度も30年度も。していませんか。それはもう答弁いいですわ。していませんか。全然していませんか。町長の時点になってから予算取りというか、していませんか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 国からいただいた内示以外には、新しい申請は行っておりません。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それじゃ、町長この記事を見られて、町長はどのように思われましたか。そして、何か行動、アクションを起こされましたか。その辺どうぞ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私も地方創生事業の一覧を見させていただきまして、すごい膨大な事業でありまして、すごく戸惑ったというのが実感でございます。これを何とかやっていかなければならないということにおきまして、各課から1人ずつ職員を出ていただきまして、プロジェクトチームをつくっていただきまして、そのチームで何とか頑張ってきていただいたところでございますが、やはり限界がありまして、やむなく返還をさせていただいた、そういう経過でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、私が行動を起こすにはそういう問題もあるかわからんけれども、もっと大きな問題ですよ。これ、ちょうど参議院選挙のときですよ。地方創生と安倍政治、要するに安倍さんが地方創生で一生懸命予算つけている。反対にこういうことをやられたら、国はどう思いますか。

まずそして、どうアクションを起こされたというのは、まず山城振興局とか京都府のほうに担当者に予算取りしていただいた方に説明というか、謝りというか、行かれたかどうかなんですよ。

というのは、大事なことなんですよ。選挙のさなか、1票でも欲しいんですよ。こういったこと掲載されれば、安倍政治としても失格なんですよ。

そういうことつながり、横の。私だったら山城振興局行って説明し、京都府の担当者に説明し、担当部長、担当の副知事、知事行かんでもせめて担当課長ぐらいまでに、ぐらいと言うたら言い方あれですけども、すぐに行かれたかどうかをお聞きしたんですよ。行動を起こされたどうかというの。もし行かれたら、その結果はどうやったんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 国に対しまして返還したことにつきまして、町といたしまして山城振興局、また京都府に御迷惑をおかけしたこと、また、その経緯について、説明、謝罪に寄せてもらいました。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

これ載って、いつごろ行かれたんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

間違えたこと言うたらあかんで、それ今度にさせてもらうように。

町長（西村典夫君） 申しわけありません。京都府に寄せていただいた日時につきまして、ちょっと調べさせていただいて、また報告させていただきます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

行かれたということですが、それではどこのところまで、担当部長か、課長か、どこまで行かれましたか。

本当にこれは1面、先ほど言ったように選挙の1票ですよ。これひよっとしたら安倍総理から知事に電話かかっているかも、それはわかりませんよ。そこまではないと思いますけれども、本当に大事なことですよ。笠置町は大きな失態ですよ、全国に対して。地方創生どこでもお金が欲しい。予算要求しているさなかに、半分も返すんやったら私ところも欲しいとかいう、言われるところあったかわかりません。これ本当に大きな失態ですよ。本当に恥ずかしい話です。どこまで行かれましたか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 大倉議員の御質問でございますが、町長は個別にそのような説明をされに行きました。私がまた私として、その記事に私の名前が載っておりますので、私の責任として京都府の企画参事、それから京都府の地方創生を担当していた当時の自治振興課のほうにも説明に上がらせていただきました。

当然事情も聞かれまして、新聞社の取材にもお答えさせていただいたということで、これは新聞に発表されて初めて返上したということではなく、その都度その都度京都府と協議し、国のほう、総務省のほうにこういう状況でできませんということで、理解を得ながら返上させていただきました。

ただ、新聞にそういった形で出たということに関して影響が出るかもわからないということで、私のほうからそういうことが出たと。特に何かあればこちらのほうで対応いたしますということで、府のほうには説明に上がらせていただいたというのが状況でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

この件はこれぐらいにしておいて、次に具体的に入りたいと思うんですけども、まず、具体的に入る前に、お試し住宅と移住・定住住宅というか、予算の執行でそういうのがあるんですけども、どう違うんですか。お試しと移住・定住、同じことやと思うんですけども、どう違うんですか。町長。先ほどから移住・定住の話とかすごく出ていますけれども、どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

お試し住宅といいますのは、まさにそこに一定期間住んでいただいて、それで笠置の生活を試していただく。その間に笠置の生活とか、あと仕事、また居住先を考えるとというか、そういう期間のために利用される制度でございます。

移住・定住促進プラザといいますのは、移住の前にまず笠置町に移住したい、移住というものがまずは入り口段階の方ですね、そういったお試し住宅に住むまでの段階の方、また、笠置町以外にも移住とか検討されている方、そういった方がまず移住についての相談される窓口、そういったところで移住の促進プラザという施設、そういった内容でございます。

そういったことで、まず移住促進プラザは移住についての相談をする場所、お試し住宅につきましても、実際に笠置に一定期間住んで体験してもらおう場所、そういった分け方をしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それじゃ、私ちょっとわからないんですけども、お試し住宅も移住も一緒じゃない。というのは、お試し住宅の中に地域協力隊の方がこの1月末で出られた方、移住促進のところにも地域協力隊の方おられる。何で違うのかというのはお聞きしたんですよ。中身は一緒じゃないですか。地域協力隊の方がどっちも入っておられるんでしょう。それがわからないんですよ。どういう予算取りやっておられるのか。これから本論に入っていきますけれども、まずお聞きしたかったのはそれなんですよ。それは予算の中に出てくるんですよ。

この前の議会のときに、課長が質問に答弁困っておられたことですが、要するにお試し住宅の会費というか、先ほど月3万円という話も出ていましたけれども、年間36万円。

この予算の執行を平成29、30年度やったとおっしゃった。なぜこういうことができるんですか。私もいろいろ本当に大阪のずっとかつての友達とか、相楽郡内のいろんな恥を忍んでお聞きしております。

こういったことが予算の執行上、繰り越しとかあればいいですよ。繰り越しはやっていないですよ、見れば。そういった予算の執行が、きょうは会計管理者おられないんですけども、総務財政課長どうですか、わかりませんか。そういう執行の方法が29年、30年度が、30年度と一緒にそんなんでできるかどうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

30年度に29年度と30年度の賃借料の支払いができるかということなのですが、30年度において契約書に基づいて、正当な請求をいただいておりますので、町としては予算の執行をさせてもらったということで、できるということで処理させていただいております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

課長、それでいいんですか。正当なおっしゃったけれども、29年度の予算書、決算、29年度の予算は家屋の賃貸で60万円と出ておるんですよ。29年度の予算ね。その29年度の決算は25万と出ておるんですよ。それは繰り越しも何もやっていない。不用決算でやっておるんですよ。30年度には、課長もいろいろ話しましたが、知ってはるけれども、30年度はこの予算は108万円、先ほど出ましたお試しと移住プラザ、お試しが36万円、移住が60万円、このチャレンジショップというのはよくわからない12万円、これで108万円です。

だから、これ見たら、2年間72万円どこから払えるのか、そういう執行の仕方は、予算というのは単年度方式で当然繰り越しとかできますけれども、繰り越しもやっていない。こういう支払い方法ができるかと。私も会計検査員もやっておられる方おるので、余りしつこくは聞きたくないんですけども、そういうことを29年、30年は払ったと、一緒に、おっしゃったから、私も本当にいろんな方にお聞きしました。町内の人には余り聞きませんが、町外の人とか、現職の人とか、私の友達もOBの会計長年やっておった人間とかいろいろ聞きました。だから、こういう予算の執行の仕方があるのかどうか、ないと思いますよ。

それで、それじゃその予算、29年度の予算、どこから捻出36万円されて、30年度に払えたのか、年度越えて流用なんかできないでしょう。これはどういうことなんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

29年度におきましては、口約束はされていたというふうに聞いております。口約束というか、契約を結ぶ予定だったということですが、結果的には契約はできていなかった。

議員おっしゃるとおり、予算の繰り越しとかいうような形は、当町におきましては3月の議会の折に、最終的に繰越明許予算とか設定されます。ただ、担当課では3月中なりに契約を結ぶというようなことも聞いておりましたので、そういった設定はさせていただいてはおりません。

30年度に入りまして、この前担当課長が答弁されたように、5月に持ち主さんと契約をされた。両方の了解のもとに契約をされた。それに基づいて請求書が29年度分と30年度分の請求があったので、担当課のほうが命令書を切ったということで支出、だから、29年度では一切支払っていませんし、繰り越しの設定もしておりません。30年度において、担当課のほうで予算を段取りされて支出していたというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それじゃ、30年度に払えたということ、2年間一遍にね。その予算はどこにあるんですか。私30年度の予算書、決算書も見ましたが、どこにもないですよ。予算では移住プラザ36万円だけです。お試しが36万円か。お試しが72万円やったら。そうじゃないんですよ、これ。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

30年度の支出元はどこかという御質問だったと思います。

まず、企画費の中で、平成30年度の予算書の中の企画費、使用料及び賃借料、その項目がございます。そちらの中で、先ほど話のありました36万円掛ける2カ年分、72万円です。そちらのほうを支出させていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それはどこから流用ということですか。何か意味わからない。30年度の予算書にはお試し36万円、移住プラザ60万円、チャレンジショップ12万円、108万円の予算が組み込まれております。何か意味ちょっと私わからないんですよ。

基本的には先ほど言うたように、予算というのは単年度方式で繰り越しは当然できますよ。私いろんな聞いたら、債務負担行為という話もちょっと出て、そんなんでできるのかなという方もおられました。

だから、これ支出の方法がおかしいんじゃないですか。どこから流用されたんですか。流用しかないんですよ。ただ年度越えて流用なんかできないんですよ。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、年度越えての予算の流用というのはありません。今回、商工観光課で支払われたのは、30年度の現年度予算の中で、土地借り上げ料の中で支出されたということでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

何度もいきますように、29年度決算では家屋賃貸25万円、決算されております。不用額が49万円になっております。この29年度予算では家屋賃貸料が60万円で上がっております。そのうち25万円、これは名前言っていいかわかりませんが、ある家の宅地の、この前土地賃借料の契約書をもらいました、やっとな。ここに25万円と書いております。これが29年度決算で払われております、25万円。

それで、何度もいきますように、30年度の予算はお試し36万円、移住プラザ60万円、チャレンジ12万円、30年度決算は土地の使用料が93万1,000円、繰り越しゼロ、不用額24万8,000円になっております。それでこの土地使用料の中から払えたのかどうかかわかりませんが、数字も合わないんです。

町長、財務規則というのを御存じかと思えます。これが一番基本なんですよ。笠置町どこにも、それは京都府でもどこの都道府県でもあります。笠置町も当然にここに笠置町財務規則とあります。

予算の権限は町長、流用とかいろんな、町長が決算印を押すんですよ。特に流用なんかは都道府県であれば知事までいつも行っておられませんから、専決で副知事とか総務部長とか各課長になっておりますけれども、町の場合は、みんな町長が決算印押さなあかんのですよ。

この件について御存じですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この支払いにつきましてのお金の流用はなかったと認識をしております。

30年度におきまして、企画観光のほうで予算立てをして執行をしていただいた、そのように理解しております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 町長、それはおかしいですよ。町長、そんなこと聞いていませんよ。

29年度、30年度を一緒に払うことができる、印鑑を町長が押す権限があるんですよ。町長が押さなければならぬんですよ。財務規則見てください。

そうでないと前になかなか進まないんですよ。もともとこのお試し住宅に問題が多過ぎた、今まで。3カ年契約ですけれども、もうこれ寄附もらったけれども、家もお返しして、土地も返されたらどうですか。もうことしの1月末から、これもう今9月でしょう。誰も入っていないんですよ。

町長が前に、きょうも出ていましたけれども、山村留学でどうの云々とか、そんな簡単なものじゃないですよ。それは町民の方もおっしゃっていました。

もうこれ3年契約で、それは継続はできますけれども、お返しされたらどうですか。町としても町の財産としてありますけれども、今後の後年度負担というのが、やっぱり前から言っているように、先ほど言った植村邸もそう。後年度予算がかかりますよ。

この予算の執行にはこれ以上突っ込みませんが、おかしいですよ。これは誰が見てもらってもおかしい。会計管理者がおられたら、私もっといろいろ質問したかったんですけども。

財務規則をもうこれからよく読んでおいてください。地方自治法の予算の執行とかもあります。もうこれ以上突っ込んだら、あとは会計監査員の人にまたやっているかどうかわかりませんが、もうお任せするしか、私はもうそこまでするあれありません。

議長（杉岡義信君） 大倉君、商工観光課長が答弁する言うてる。

5番（大倉 博君） あ、そう。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいま大倉議員のこの支出、土地代がどちらのほうから出てきたか、繰り越し予算じゃないのか、どうなのかというところの話です。

先ほど総務財政課長の説明がありましたが、私のほうも補足といたしまして、平成30年度の当初予算の中で土地使用料、29年度、30年度というものを計上し、支出させていただきました。

29年度の予算を繰り越して何か30年度から支出したとか、そういった内容ではなく、29年度はあくまでも29年度、こちらのほうが30年度の中で2カ年間分を支出させていただきましたと、そういった経緯がございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それじゃ、このまず契約書自体が一番最後にやっぱり問題になるの違うかと、いろんな人から言われました。そういう契約ができるのかどうか。これ、契約書写しいただきましたけれども、皆さん方もみんな持っています。

これ平成29年3月10日になっている。ことしの5月30日が契約したとおっしゃった。この契約書自体が有効かどうか。どうなんですか、最終的にここに戻ってくるんですよ。これは本当に調べてください。こういう契約書、民事でも何でもいいんですよ。こんな契約書は恐らくないと思います。私いろんな人に聞きましたけれども、最終的に契約書問題に戻ってくるんですよ。こういうことがあり得るのかどうかという問題。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えいたします。

結論を申し上げますと、こういう契約はございます。一般的に私人等の契約は民法の規定により行われます。口約束で平成28年度双方の了解のもとにあらかじめ契約書の原案をお渡しをし、その了解のもとに土地もお借りし、家屋の使用もさせていただいたということで、先方に関しましては、何らそのことに関して異議を申し立てることもなかったということでございます。

たまたまそれを形にするというタイミングが双方の中でおくれ、31年度に契約書を締結したということもございますけれども、さかのぼってそういった契約を行うことにつきましては、不動産関係、賃貸関係では一般的によくございます。

また、口頭による契約であったとしても、それは有効であるということで、民事の判断も出ておりますし、顧問弁護士の確認も得ておるところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

口頭でおっしゃったけれども、口頭ができなかったんですよ。もめていたんですよ。それは私担当者も聞いて、なかなかだから勝手に家の中改修して怒られているわけですよ。勝手に梅の木切ったり、そういうことをやっているから契約もできなかったんですよ。

これはそんな口頭で、今、副町長いいこと言いはるけれども、そうじゃないですよ。この契約は本当にどうなのかですよ。それも調べてください。あとは監査の方がやられるかどうか分からない。また、私はそこにお任せしますけれども。

次に、私2月1日に、町長、例のやつを出しました。笠置町の企業から京都市内の企業でコラボやって200万円予算つきましたからという話ですね。いまだに笠置町の当時の方もいろいろ言われております。この予算はどうなったのか調べてほしいということで、私は文書で出しました。これが2月1日です。返事もらったのが3月13日なんです。何もナシのつぶてなんです。仕事のやり方がどうなのかは私もわかりませんが、こういうことがあり得るかどうか。

質問事項に入れてはいますが、まず、京都市内との連携は継続されているんですか、それどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま御質問にありました事業につきましては、当時の地方創生の事業で雇用を検討しておりましたが、この事業については継続しておりません。

町内と京都市内、そちらのほうの事業が継続しているかどうかというところでお答えさせていただきますと、他の事業で現在おっしゃっています業者間の、継続じゃないですけども、そういったお話というものは雇用創造協議会が話をそちらの企業さんとされたというのがあります。

しかしながら、それが今現在継続的に実施できているかどうかというところは、すみません、申しわけございません、把握はしておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

これ2月1日私、2月20日に返事欲しいと、先ほど言ったにも3月13日になったんですけれども、このときに笠置の業者の方は京都の業者に行かないでくれとおっしゃっていた

んですよ、何遍も。それやのに、2月1日は金曜日なんです。私31日にこの資料を総務に出しました。そうしたら、2月2日にある人と町長が京都の業者に行っておられるんですよ。これは行かないでくれとおっしゃっているのに、その笠置の業者の人が。何のために行かれているのか。

後日、私7月ごろやったかな、ちょっと京都に行く用事があって、そこの業者にもちよつとほかで用事あったので、私そのこと全然てっきり忘れていたんですけども、イの一番に地方創生のやつはどうなっているんですかといきなり言われたんですよ。

町長、何のために2月2日に行って、せっかくいつもお世話になっていますとか、私こういう者ですか、何でわざわざ行っておられるのに、そういうことが。

というのは、そこの人から、笠置の業者の人に電話かかっているんですよ、すぐに。こういうこと来られたけれども、どうなんですか。まだ、この地方創生の予算がどうのこうのと。私も先ほど言ったように、7月ごろに行ったときに言われました。進んでいるんですかというとも言われました。何のために町長行かれたんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 何のために行かれたということでございますけれども、私の知り合いの方が月桂冠の酒かすを買いに行きたい、そういうことを申されて、一緒に行ってほしいと言われて一緒に行った、個人的な行動でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、個人的じゃないですよ。わざわざそこまで行って、なぜこういうことがあって、申しわけない、お願いに来ましたとか、何でそういうことは言えないんですか。200万円の予算ですよ。

次に、それじゃこの200万円の予算は、どのように使われたんですか。何にもただ一遍でこの3月11日に、町長から私宛ての一遍の文書もらっただけですよ。何に使われたんですか。何も説明なし。笠置町の業者の人にも何も説明なし。通り一遍の紙だけですよ。笠置町の業者の方にも。なぜこういうことになるんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

この事業年度は平成28年度事業だったと記憶しております。地方創生の加速化交付金事

業の中の特産品の開発事業の中で推し進めていくという事業でした。当時、加速化交付金ですのいろいろな大きな事業がございまして、その中の1つの特産品というところで、当初コラボ事業、先ほど大倉議員がおっしゃったように、コラボ事業で特産品をとという計画をしておりましたが、結果、その特産品までは至りませんでしたので、その特産品事業としての中では実施していなかったということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それじゃ、笠置の業者とか、京都市内の業者にこういうことでできなかったということをお断りを入れられましたか。先ほど言ったように、私7月行ったときに、この予算はどうなっているんですかと言われたんですよ。

通常そういうふうに、ここにも書いていますけれども、笠置町の業者と一緒にいったと書いております。その後、やっぱりできなかった理由なんかを当然に京都市内の業者もしかり、笠置の業者の人にも、こういうことでできなかったということを説明がないんでしょう。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

私も過去の会議の議事録と申しますか、中を見ておまして、その経緯というものを確認させていただきました。結果、今、大倉議員さんがおっしゃるように、双方の方が大倉議員に今どうなっているのかということをお伺いしておられるということは、町のほうからしっかりと御説明ができておらないということと思い、ただいま反省しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

余りもう時間がないので、次に、この件もあれですけども。

それと、先ほど言ったようにこの200万円をプロポーザルでやったということで、それを聞いているのに、まだ返事もらっていないですけども、何に使われたんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） すみません、大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

加速化交付金の事業の中で、特産品の開発事業幾つかメニューがありました。その1つの

特産品開発事業という中の1つとしてこの事業を計画しておりましたが、その事業自体ができておらなかったということで、実績はございませんので、結局実績報告の中には入れていないと。事業自体が特産品開発という大きな事業の中の1つとしてそういう事業を入れておりましたが、その事業自体しておりませんということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほど町長言いましたように、2月2日に行っておられる。この件について、最後、やはり200万円という大きな予算ですよ。執行する場合は先ほど言ったように印鑑も押します。だから、どうなんですか、この件について、最後、どう思われますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この事業につきまして、途中で断念をされたという経過がございます。それにつきまして、お世話になった業者の方にきちんとした報告ができていなかったということにつきましては、すごく反省をしているところでございます。

そういう中で、私が個人的にも寄せてもらったことにつきまして、配慮が足らなかったこともあるかなと思います。その辺も反省をいたします。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

余りもう時間ないので、いこいの次にアンケートの関係いきたいと思います。

まず、このいこいの館のアンケートのやり方なんですけれども、回答が27%、返っていない分は73%ね。このいこいの館のやはり皆さん出しておられない方おっしゃるのは、このやっている意味がわからないと。それで、私言ったように、やるんだっつらもっと詳しく、ここにもアンケートの結果のところやっぱりそういうことを書いておられる方おります。

指定管理料1, 200万円、町から。一番欠落しているのは、業者が赤字をかぶっているということを書いていないんですよ、ここに。

だから、ある人はそういったことを言うたら、それやったら利益誘導じゃないかと言う人もいはりました。その人らは当然73%の中に入っております、出しておられません。何人か電話もかかってきました。

だから、このやり方のこの別添の1、2、3、4、これだけで本当にアンケートと言えるのかどうか、中身が。私疑問なんですよ。もっと詳しく、例えば先ほどからサウンディング方式とか出ています。町としては、来年4月から指定管理終わったら、サウンディング方式

でやると一応の方向を示しているのに、アンケートをやる必要があるのかどうか。

町はそういうことでしょう。我々今この2年間終わったら、来年4月からサウンディング方式、今もう既に8社とたしかおっしゃった。業者が来ておられるんですね。それやったら、このやる意味があるかどうかなんですよ。

残念ながらこのアンケートもやっぱり73%が出ていないということは、そういうこともやっぱり含めて、結局27%の人は詳しくこれもらいました。やっぱりいろいろ賛否両論です。

あと、時間がないので、もう残念ですけども、言いたいことがいろいろあったんですけども、時間さっき食ってしまったので。

このA4裏表書かれた方が、熱心な人がおられるんですね。これ読んでいたら、まさしくそうだと思う。ここにも笠置山のことも、これもちょっときょう議長に言うて、ちょっと時間くださいと言うておるけれども、時間がないので、できないのでやりませんが、ここにはやはり笠置を愛するがゆえに笠置から大阪まで通勤されているのである。私もそういうことで通勤していました。これで時間も来ましたので終わりますけれども、このアンケートのやり方ということ自体が問題ですよ。

議長（杉岡義信君） これで大倉博君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第4日目は9月27日午後1時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後4時11分